

平成 28 年 3 月 29 日
鹿児島県公報別冊

平成 27 年度

包括外部監査の結果報告書

及び報告に添えて提出する意見

鹿児島県の歳入に関する事務の執行について

鹿児島県包括外部監査人

目 次

I. 外部監査の概要.....	1
1. 監査の種類.....	1
2. 選定した監査テーマ.....	1
(1) 監査対象.....	1
(2) 監査対象期間.....	1
3. 監査テーマの選定理由.....	1
4. 監査の方法.....	2
(1) 監査の目的.....	2
(2) 監査要点.....	2
(3) 監査手続.....	4
5. 監査実施期間.....	4
6. 監査担当者.....	4
7. 監査範囲.....	5
(1) 対象科目.....	5
(2) 対象部課.....	5
8. 利害関係.....	5
II. 鹿児島県の財政の概要.....	6
1. 財政の方針.....	6
(1) 県政刷新大綱（平成 17 年 3 月）の概要.....	6
(2) 行財政運営戦略（平成 24 年 3 月）の概要.....	6
(3) 国と県の財政との関連.....	8
2. 財政の状況.....	9
(1) 歳入の推移.....	9
(2) 歳入の内容.....	10
(3) 県税の概要.....	12
(4) 使用料及び手数料.....	26
(5) 諸収入の収入未済額の推移.....	30
3. 歳入確保の取組.....	31
(1) 県税収入等の確保.....	32
(2) 地方交付税等の確保に向けた取組.....	34
(3) 国庫支出金の確保に向けた取組.....	35
(4) その他.....	35

III. 各項目における監査結果と監査意見	37
1. 県税	39
(1) 個人県民税	39
(2) ゴルフ場利用税	42
(3) 個人事業税	50
(4) 産業廃棄物税.....	54
(5) 法人事業税	57
(6) 法人県民税	60
(7) 不動産取得税.....	68
(8) 自動車税	71
(9) 県税の未済	78
(10) 特別滞納整理班.....	84
2. 使用料及び手数料	87
(1) 住宅使用料	87
(2) 水産業使用料.....	91
(3) 道路橋りょう使用料.....	95
(4) 空港使用料	98
(5) 河川海岸使用料	105
(6) 行政財産使用料（総務使用料・公衆衛生使用料）	110
(7) 都市計画使用料	113
3. 諸収入の未済	118
(1) 諸収入.....	118
4. 未利用財産	125
(1) 県有財産有効活用方策（平成21年3月公表）	125
IV. 最後に	129
1. 包括外部監査の趣旨	129
2. 報告書の記載について.....	130
3. 外部監査人の所感.....	131

I. 外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2. 選定した監査テーマ

(1) 監査対象

鹿児島県の歳入に関する事務の執行について

(2) 監査対象期間

平成 26 年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）

ただし、必要な範囲で他の年度についても実施した。

3. 監査テーマの選定理由

鹿児島県の財政においては、「県政刷新大綱（平成 17 年 3 月）」に基づく歳入・歳出両面にわたる徹底した行財政改革の取組によって、平成 23 年度以降、財源不足が生じていないが、以下のとおり今後も厳しい状況が予想される。

地方公共団体の歳入は、地方交付税、国庫支出金、地方債などの依存財源、地方税などの自主財源で構成されるが、県においては依存財源比率(平成 26 年度決算)が 67.8%と高水準であり、中でも国からの地方交付税等が多くを占めている。この点、基礎的財政収支の黒字化を目指す国も財政健全化に取り組まざるを得ない状況にあること等を踏まえると、地方交付税制度の将来の安定的な運営が不透明な状況にあると言える。一方、県の歳出においては、高齢化の急速な進行による医療費等扶助費の増加、多額の県債残高に対する公債費の高水準の推移等が見込まれていることから、「行財政運営戦略（平成 24 年 3 月）」を公表し、人件費の削減や一般政策経費の抑制などに取り組んでいるが今後も厳しい状況が続くことが見込まれる。

こうした中、県としては県税徴収率の向上や未利用財産の有効活用による収入増、手数料・使用料の見直しなど自主財源確保への取組が重要課題となってくることを認識している。

そのため歳入に関する事務の執行について、合規性のほか、経済性、効率性及び有効性を検討することは有意義であると判断し監査テーマとして選定した。

4. 監査の方法

(1) 監査の目的

1) 合規性に関する検討

歳入に関する事業の事務執行手続が、法令、条例、規則、要綱等に準拠して行われているかの検討。

2) 合理性に関する検討

歳入に関する事業の事務執行手続が、3E の観点（※）から効果的、効率的、経済的に行われているかの検討。

なお、合規性に関する検討結果は「監査結果」として記載し、合理性に関する検討結果は「監査意見」として記載した。

※ 3E の観点とは、監査対象について、目的にかなっているかの有効性（Effectiveness）、よりよい成果が上がる方法で行っているかどうかの効率性（Efficiency）、無駄な経費を使っていないかどうかの経済性（Economy）に注目して検討することである。

(2) 監査要点

1) 「県税」の監査要点

① 賦課の法令等への準拠性

賦課の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

② 賦課の効率性

賦課の手続が効率的に行われているか。

③ 賦課の公平性

賦課等の手続が公平に行われているか。

④ 徴収の法令等への準拠性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

⑤ 徴収の効率性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が効率的に行われているか。

⑥ 徴収の公平性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が公平に行われているか。

2) 「使用料」「手数料」の監査要点

① 算定の法令準拠性

算定の手続は法令規則に沿って適切に行われているか。

② 算定の効率性

算定の手続が効率的に行われているか。

③ 算定の公平性

算定の手続が公平に行われているか。

④ 徴収の法令等への準拠性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

⑤ 徴収の効率性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が効率的に行われているか。

⑥ 徴収の公平性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が公平に行われているか。

3) 「諸収入」の監査要点

① 徴収の法令等への準拠性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続は法令、条例、規則、要綱等に適合しているか。

② 徴収の効率性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が効率的に行われているか。

③ 徴収の公平性

徴収、滞納整理、不納欠損等の手続が公平に行われているか。

4) 「未利用財産」の監査要点

① 財産利用の効率性

未利用地等の有効活用について迅速な対策が実施されているか。

(3) 監査手続

監査要点を検証するために実施した監査手続は以下のとおりである。

1) 会計データの入手と分析

平成 26 年度決算の一般会計の会計データを入手し、分析を行った。

2) 関係書類の閲覧、検証

対象とした項目について、その用途を証する関係書類を閲覧し検証した。

3) 関係部署への質問

関係書類の検証の過程において関係部署に質問を行った。

4) その他の監査手続

上記以外で必要と認めた手続を実施した。

5. 監査実施期間

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 18 日まで

6. 監査担当者

包括外部監査人	公認会計士	西 洋 一
外部監査人補助者	公認会計士	田 畑 恒 春
	公認会計士	森 毅 憲
	公認会計士	山之内 茂嗣
	公認会計士	宮 川 博 次
	公認会計士	野 木 村 崇 久

7. 監査範囲

(1) 対象科目

1) 対象とした「款」

原則として歳入のうち以下の款（*）を対象とした。

- ・ 県税
- ・ 使用料及び手数料
- ・ 諸収入

* 県の予算・決算における科目の単位のひとつ。最も大きな単位が「款」であり、以下、「項」「目」「節」に分類される。

2) 対象とした「項」「目」

県税については、地方消費税を除く全「項」「目」を対象とした。

使用料及び手数料については、調定額 20,000 千円以上または平成 27 年 3 月末現在の収入未済額が 1,000 千円以上を対象とした。

諸収入については、平成 27 年 3 月末現在の収入未済額が 1,000 千円以上を対象とした。

(2) 対象部課

本庁、地域振興局及び支庁の所管部課

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、鹿児島県と包括外部監査人及び外部監査人補助者との間には、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

* この報告書においては、千円未満もしくは百万円未満を切り捨て表示している。

II. 鹿児島県の財政の概要

1. 財政の方針

(1) 県政刷新大綱(平成17年3月)の概要

県政を支える行財政基盤を立て直して持続可能なものとするため、県政運営の基本方針として、概ね 10 年程度の中長期的な視点に立ち、あるべき行財政構造の姿やその実現に向けた改革の方向性を示すものとして、県政刷新大綱を平成 17 年 3 月に策定した。

この中で、国の三位一体の改革に伴って平成 16 年度における地方交付税等が 315 億円にのぼる大幅減収となった中、行財政構造改革の必要性と目指すべき行財政構造が示された。歳入の増加がほとんど見込めない中、歳出構造の見直しが検討され、人件費の職員数・職員給の両面からの見直し、普通建設事業費等や一般政策経費の圧縮などが検討されている。

一方、歳入確保の取り組みとしては、自主財源の確保に向けた取組が重要であることが示され、未収債権についての徴収対策強化、負担の公平を図る観点からの県税の減免措置の見直しや受益者負担の適正化を図る観点からの使用料・手数料の見直しを行う方針が示された。また、当面の収支不足対策として、未利用地の売却を進めるとともに、県有基金の活用を図ることなども検討することとされた。

(2) 行財政運営戦略(平成24年3月)の概要

県は上記の「県政刷新大綱」に基づき、行財政構造改革に取り組んできた。

現在、我が国においては、グローバル化等による社会構造の変化が進みつつあり、今後の社会の安定を図ることが困難になる懸念がある中で、県においては、「子どもからお年寄りまですべての県民にとって優しく温もりのある社会」の形成を目指し、「カミナぎる・かごしま」、「日本一の暮らし先進県」の実現を図ることとしている。

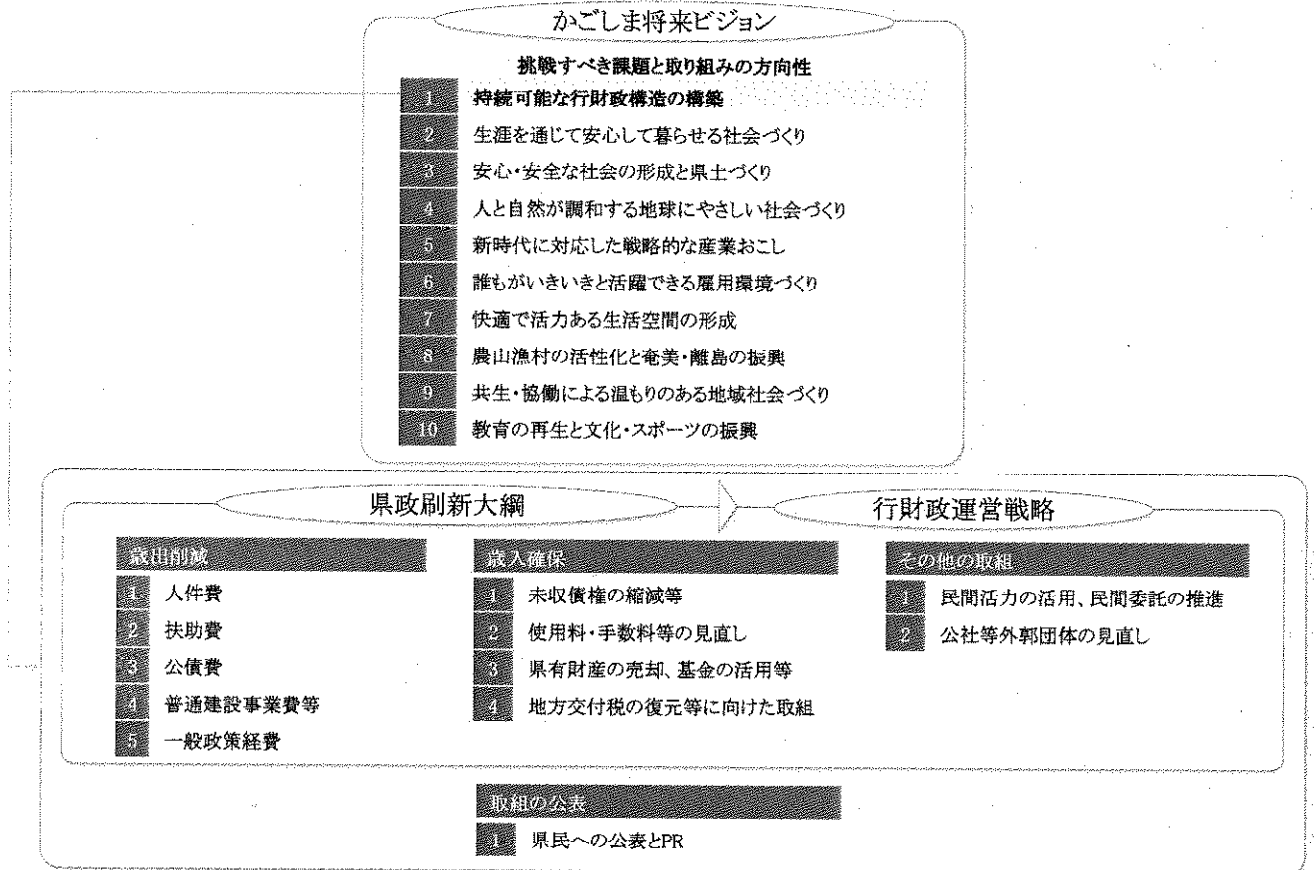
このため、従来の諸施策の充実を図るとともに、医療、福祉、介護、教育等の分野における新たな行政需要に的確に対応していく必要があり、また、経済情勢の変動にも的確に対応しながら、持続可能な行財政構造を構築することが求められている。このような状況を踏まえ、今後の行財政運営の基本的な考え方や行財政改革の方向性を示す「行財政運営戦略」を策定した。

また、平成 20 年 3 月に策定された「かごしま将来ビジョン」においては、概ね 10 年後を見据えて県が目指す将来の社会像を明らかにするとともに、中長期的な観点から、

継続的に又は新たに取り組んでいくべき課題やそうした課題を解決するための取組の方向性等を盛り込み、県のあるべき姿や県政の基本的な方向性を示している。

その1番目の挑戦として持続可能な行財政構造の構築を掲げており、県政刷新大綱や行財政運営戦略に基づく行財政改革はこれに寄与するものである。

かごしま将来ビジョン・県政刷新大綱・行財政運営戦略の関連性



(3) 国と県の財政との関連

県は、国より地方交付税や国庫支出金などを受け入れ、歳入として計上する。

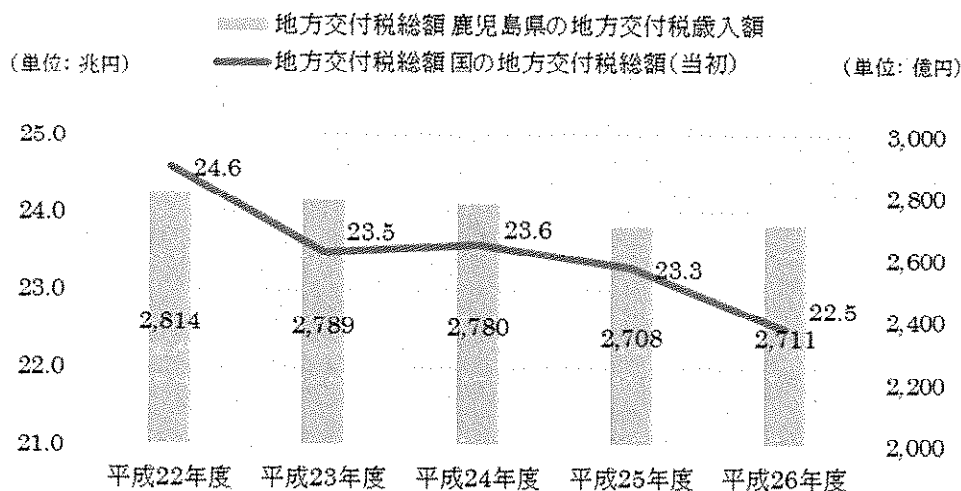
地方交付税は、本来地方の税収入とすべきであるが、地域によって人口や経済力に差があるためにどの地域も同じように得られるとは限らず、すべての地方公共団体が一定の行政水準を維持しうるよう財源を保障する見地から国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」(固有財源) という性格をもっている。

国庫支出金は、国が用途を特定して地方公共団体に交付する支出金の総称であり、一般に国庫補助金と呼ばれるものである。

このうち、地方交付税の県の歳入に占める割合が最も大きく、平成 26 年度一般会計歳入額では地方交付税が 33.8%である。

国の地方交付税は平成 22 年度から平成 26 年度にかけて 24.6 兆円から 22.5 兆円と減少しており、県の地方交付税歳入額も 2,814 億円から 2,711 億円と減少している。特に平成 25 年度以降は大幅に減少し、地方財政の自立性向上を求められている。

地方交付税の推移



(出所) 総務省 地方財政関係資料「地方交付税等総額(当初)の推移」、鹿児島県一般会計歳入額の推移

2. 財政の状況

(1) 歳入の推移

県における過去5年間の一般会計歳入額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県税	127,823	123,472	126,758	129,238	130,958
地方消費税清算金	30,259	30,019	29,941	29,690	35,983
地方譲与税	22,852	23,612	24,187	28,304	33,037
地方特例交付金	2,138	1,913	427	439	462
地方交付税	281,456	278,988	278,080	270,891	271,196
交通安全対策特別交付金	741	724	706	675	598
分担金及び負担金	5,213	5,316	6,094	6,102	4,101
使用料及び手数料	9,460	9,307	9,160	9,071	10,174
国庫支出金	156,951	146,805	138,909	169,989	135,670
財産収入	2,082	2,464	3,465	4,663	1,843
寄附金	182	68	301	591	172
繰入金	32,489	38,246	26,464	30,747	28,490
繰越金	11,549	21,511	18,503	26,009	28,505
諸収入	18,569	16,761	20,275	19,109	17,989
県債	137,155	114,654	131,817	125,681	103,291
歳入合計	838,924	813,867	815,096	851,206	802,475

平成 25 年度の国庫支出金は、国の経済対策による地域の元気臨時交付金や社会資本整備総合交付金の増などにより大幅に増加している。

平成 26 年度の県債は、地域の元気臨時交付金により造成した基金を活用することにより県債発行額の抑制に努める中、普通建設事業費の原野地方交付税の振替である臨時財政対策債の減などにより減少している。

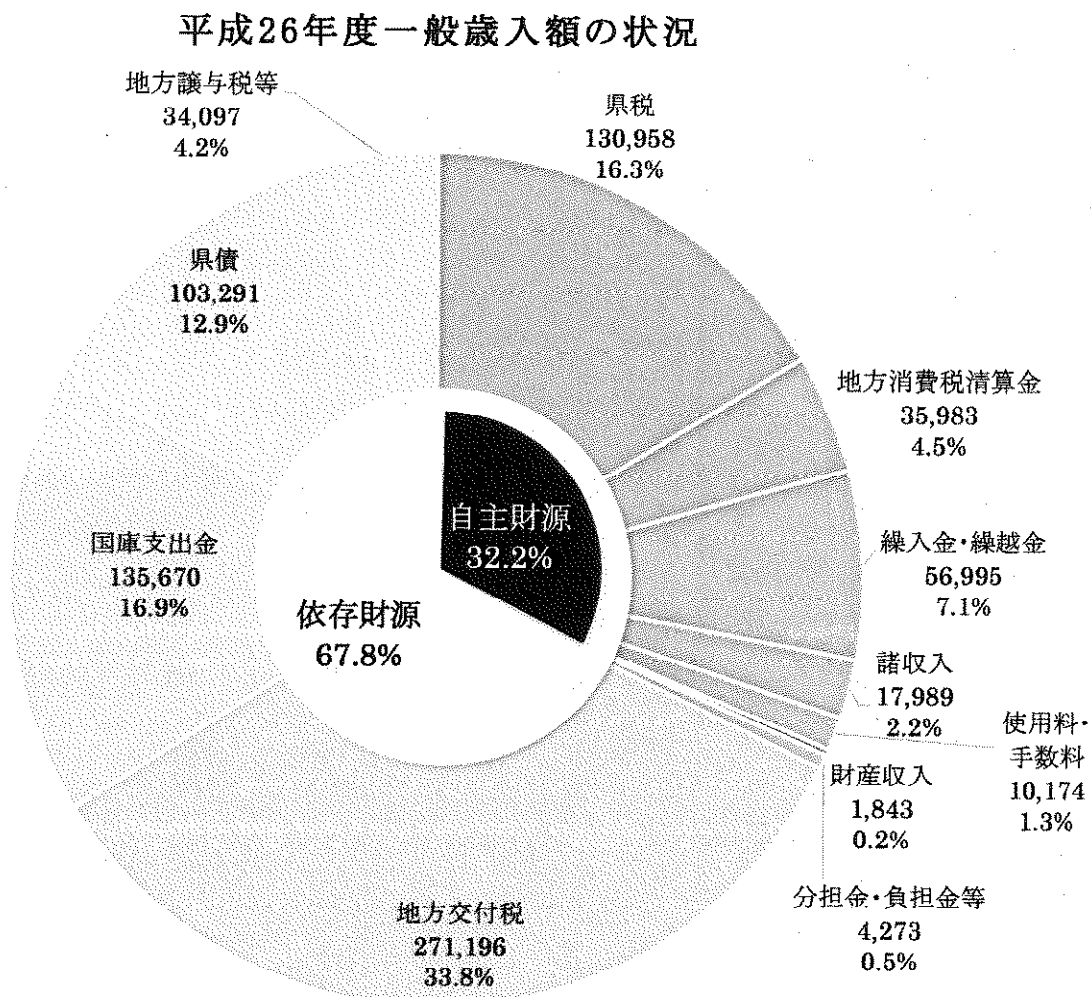
(2) 歳入の内容

平成 26 年度一般会計歳入額の状況は、最も構成比の大きいのは地方交付税の 33.8%、次いで国庫支出金の 16.9%、県税の 16.3%、県債の 12.9%の順となっている。

歳入予算には、地方公共団体の収入にはみずから徴収する収入と国など他の公共団体から受入れる収入とがあり、前者を自主財源、後者を依存財源と呼ぶ。

自主財源には、県税、分担金、使用料・手数料などを含み、依存財源には、地方交付税、国庫支出金、県債などが含まれ、構成比の大きい 3 項目はすべて依存財源である。

平成 26 年度一般会計歳入額における比率についてみると、自主財源が 32.2%、依存財源が 67.8%となっている。



(出所) 鹿児島県一般会計歳入額 (平成 26 年度)

総務省の地方財政状況調査関係資料によると、平成 25 年度の自主財源比率の全国平均は 51.1%となっている。

自主財源比率が最も大きいのは東京都で 85.1%。2 位の神奈川県は 64.3%。3 位以下は愛知県、大阪府、千葉県と三大都市圏が上位を占めている。一方、自主財源比率が最も低いのは沖縄県で 25.1%である。

鹿児島県の自主財源比率は 28.1%で 45 位、全国平均よりもだいぶ低い数値となっている。

全国都道府県の自主財源比率（平成 25 年度）（単位：百万円）

No	都道府県	自主財源	依存財源	自主財源比率	No	都道府県	自主財源	依存財源	自主財源比率
1	東京都	5,493,974	961,191	85.1%	25	富山県	228,757	322,974	41.5%
2	神奈川県	228,351	681,066	64.3%	26	秋田県	260,295	385,030	40.3%
3	愛知県	1,360,174	814,644	62.5%	27	愛媛県	253,505	377,288	40.2%
4	大阪府	1,722,197	1,105,260	60.9%	28	長野県	339,943	507,892	40.1%
5	千葉県	958,713	682,685	58.4%	29	山梨県	200,671	310,474	39.3%
6	宮城県	938,699	751,742	55.5%	30	山形県	231,843	373,180	38.3%
7	兵庫県	1,110,386	966,757	53.5%	31	石川県	218,561	354,183	38.2%
8	埼玉県	866,926	774,376	52.8%	32	新潟県	444,686	733,331	37.7%
9	栃木県	398,736	364,164	52.3%	33	北海道	911,644	1,564,530	36.8%
10	静岡県	592,321	568,511	51.0%	34	宮崎県	221,653	387,372	36.4%
11	茨城県	532,755	566,388	48.5%	35	福井県	170,836	298,898	36.4%
12	群馬県	364,957	390,705	48.3%	36	和歌山県	214,233	383,649	35.8%
13	福島県	931,387	1,011,731	47.9%	37	青森県	263,870	483,462	35.3%
14	福岡県	791,760	861,684	47.9%	38	佐賀県	155,642	295,778	34.5%
15	岩手県	552,554	607,030	47.7%	39	大分県	204,759	391,217	34.4%
16	京都府	445,121	493,295	47.4%	40	熊本県	281,284	541,368	34.2%
17	岡山県	327,978	392,232	45.5%	41	長崎県	235,427	469,711	33.4%
18	香川県	195,116	241,264	44.7%	42	奈良県	160,594	325,592	33.0%
19	滋賀県	224,754	284,902	44.1%	43	島根県	175,035	367,632	32.3%
20	広島県	404,862	517,519	43.9%	44	鳥取県	101,595	258,257	28.2%
21	三重県	297,526	398,533	42.7%	45	鹿児島県	232,681	596,049	28.1%
22	徳島県	215,470	294,022	42.3%	46	高知県	118,336	349,899	25.3%
23	岐阜県	328,195	456,216	41.8%	47	沖縄県	179,019	533,090	25.1%
24	山口県	286,430	401,637	41.6%		全国平均	26,374,208	25,198,410	51.1%

（出所）総務省 地方財政状況調査関係資料（平成 25 年度）

* 1 自主財源は、地方税・分担金及び負担金・使用料・手数料・財産収入・寄附金・繰入金・繰越金・諸収入とし、歳入総額における自主財源の割合を自主財源比率として算出した。

* 2 総務省の地方財政状況調査と県の一般会計歳入額とでは計算の前提に違いがある点、数値にも若干の相違がある（地方消費税清算金の取り扱い等）。

(3) 県税の概要

1) 県税の概要

県税の概要は以下のとおりである。

		種類	概要	
普通税	直接税	個人県民税	前年中に一定の所得のあった県民に課税される税	
		法人県民税	県内に事務所や事業所等を有する法人に課税される税	
		県民税利子割	金融機関等から受け取る利子等について、支払いを受けるときに課税される税	
		県民税配当割	株式会社等から受け取る一定の上場株式等の配当等（特定配当等）について、支払いを受けるときに課税される税	
		県民税株式等譲渡所得割	源泉徴収選択口座内における上場株式等の譲渡に係る所得等について、支払いを受けるときに課税される税	
		森林環境税	健全な森林づくりや森林にふれあう機会の提供、森林・林業の学習・体験活動等に活用される税	
		事業税	個人事業税	個人が事業を行う場合、前年に一定の事業所得のあった者に課税される税
			法人事業税	県内に事務所や事業所等を有し、事業を行っている法人に課税される税
		不動産取得税	土地、家屋を取得した者に対して課税される税	
		自動車取得税	自動車（軽自動車を含む。）の取得に対して課税される税	
		自動車税	自動車の所有者に対して課税される税	
		鉱区税	地下の埋蔵鉱物を試掘・採掘するという権利（鉱業権）を与えられたことに対して課税される税	
		核燃料税	発電用原子炉に挿入された核燃料の価額に対して課税される価額割と、発電用原子炉の熱出力に応じて課税される出力割とで構成される税	
	間接税	地方消費税	資産の譲渡（商品を販売する取引等）や役務の提供（サービス取引等）等の国内取引や輸入取引に課税され、その税額は、商品やサービスの価格に上乗せされて、最終的には消費者に負担を求める税	
県たばこ税		日本たばこ産業株式会社等が県内のたばこ小売店にたばこを売り渡すときに課税される税		
ゴルフ場利用税		ゴルフ場の利用に対して課税される税		
軽油引取税		バスやトラック等の燃料である軽油の引取に対して課税される税		

		種類	概要
目的税	直接税	狩猟税	狩猟のできる資格を得た者が狩猟者の登録を受けるときに課税されるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する行政の費用に充てられる税
	間接税	産業廃棄物税	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用に充てるために課する税

県税は使途によって普通税と目的税に区分される。

普通税は、使途が特に定められているのではなく、どのような費用にも充てられる税金であり、目的税は、使途が特定されている税金である。

また、県税はその納税者と負担者によって直接税と間接税に区分される。

直接税は、納税者と負担者が同一者である税金であり、間接税は、負担者が直接、国、県、市町村に納付するのではなく、負担する者以外の者が納付する税金である。

2) 県税の推移

県における過去5年間の県税金額の推移は以下のとおりである。

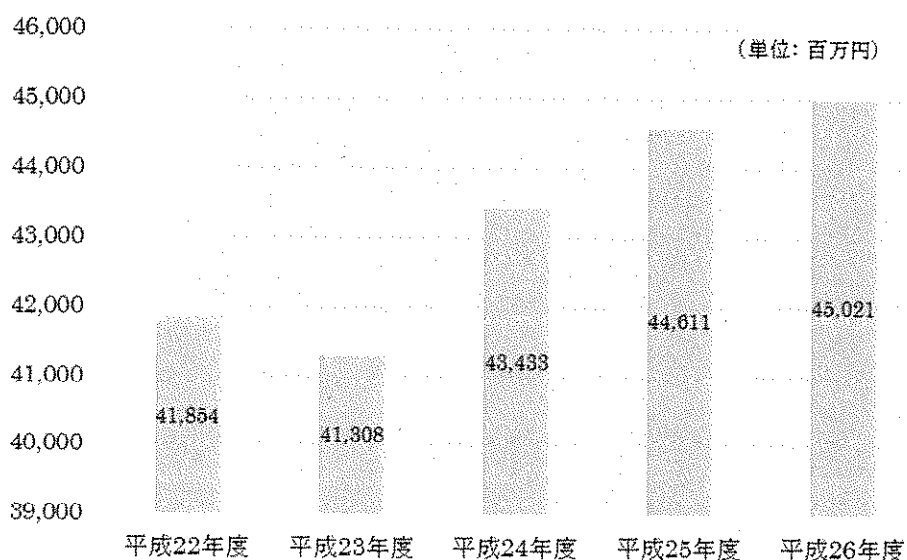
(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人県民税	41,854	41,308	43,433	44,611	45,021
法人県民税	6,221	6,028	5,956	6,255	6,363
県民税利子割	971	646	534	507	510
県民税計	49,047	47,982	49,923	51,373	51,894
個人事業税	1,244	1,208	1,203	1,197	1,250
法人事業税	16,311	15,503	15,969	18,062	19,141
事業税計	17,556	16,711	17,172	19,259	20,392
地方消費税	16,815	16,754	17,629	17,805	19,770
不動産取得税	3,816	3,370	3,561	3,787	3,792
県たばこ税	3,150	3,643	3,590	2,151	1,928
ゴルフ場利用税	474	468	454	457	430
自動車取得税	1,847	1,563	1,971	1,711	736
軽油引取税	13,379	13,235	13,126	13,481	12,919
自動車税	19,958	19,578	19,136	18,765	18,395
鉦区税	11	11	12	11	11
狩猟税	57	54	51	50	48
核燃料税	1,611	-	-	240	480
産業廃棄物税	91	98	127	141	154
旧法による税(注)	3	4	1	1	1
合計	127,823	123,472	126,758	129,238	130,958

(注)旧法による軽油引取税が含まれている。

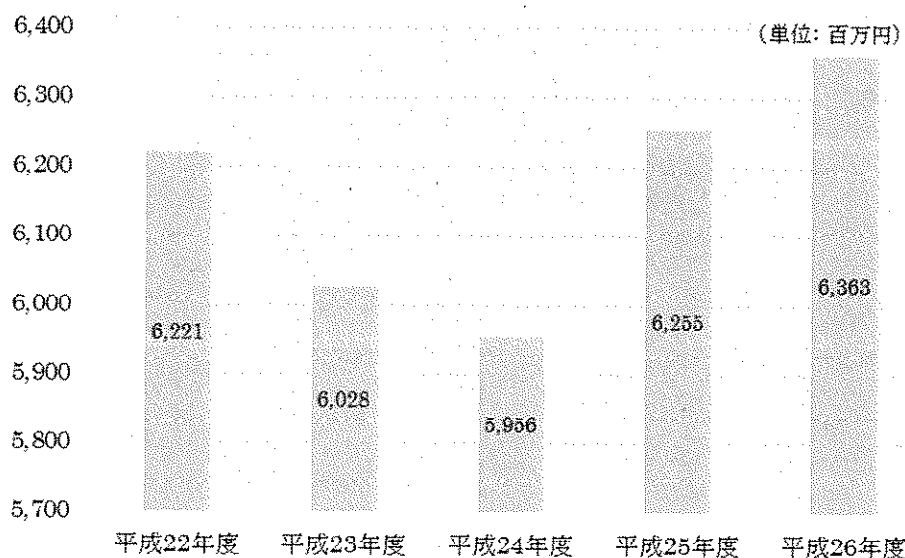
県税の推移のうち、主要な増減のあった税目をグラフ化すると以下のとおりである。

a. 個人県民税



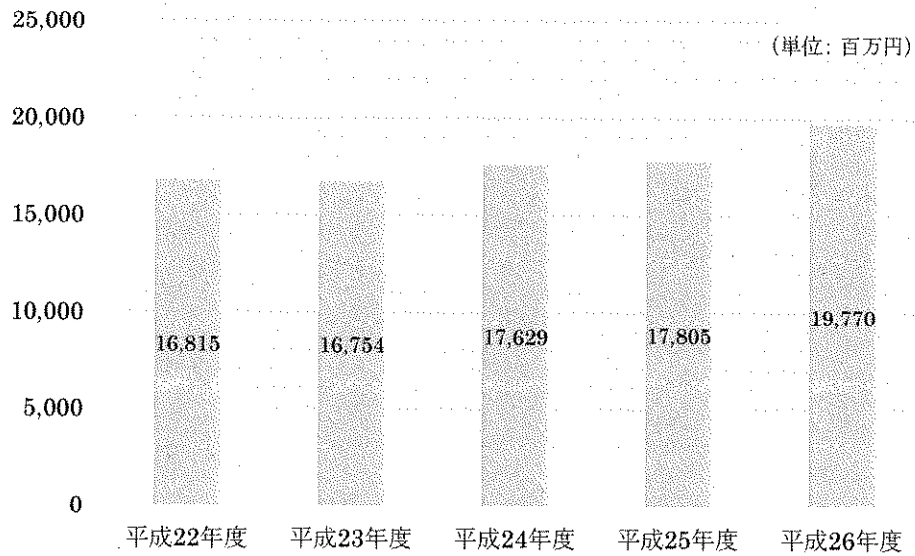
個人県民税は、東日本大震災の影響があった平成 23 年度が最も低く、以降は上昇傾向にある。個人県民税は、平成 24 年度から年齢 16 歳未満の扶養控除が廃止され、景況改善に伴う個人所得の増加や株価の上昇等による影響があるため、上昇している。

b. 法人県民税



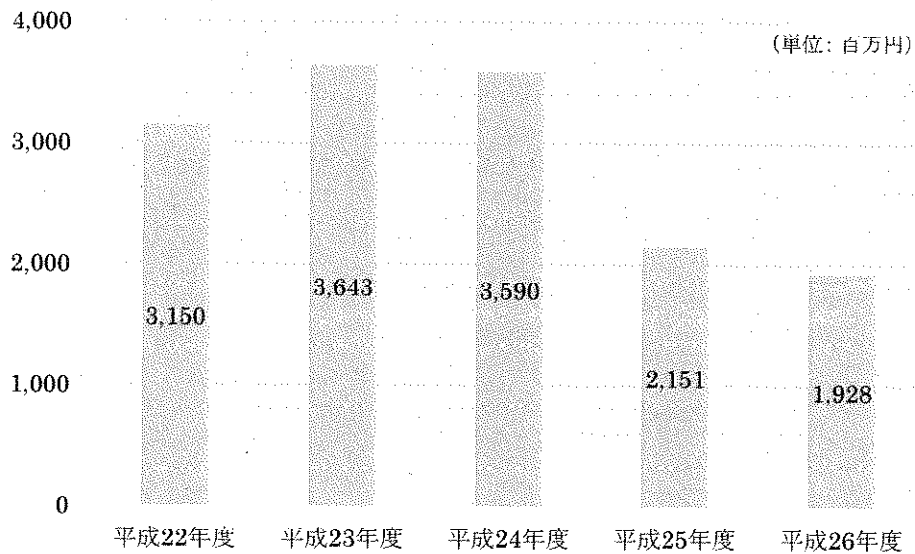
平成 25 年度以降の法人県民税は、経済政策に伴う景況改善を反映して上昇したものである。

c. 地方消費税



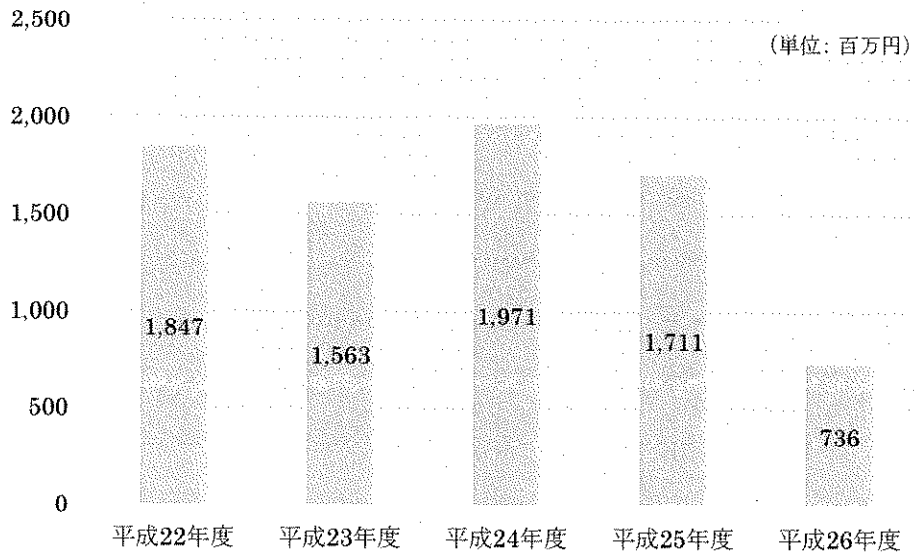
平成 26 年度の地方消費税は、消費税率の引上げにより増加している。

d. 県たばこ税



平成 25 年度以降の県たばこ税は、法人実効税率の引下げ等に伴う道府県たばこ税の市町村たばこ税への税源移譲が行われ、税率が一般 1,504 円/千本から 860 円/千本に引き下げられるなどの影響で、大きく減少した。

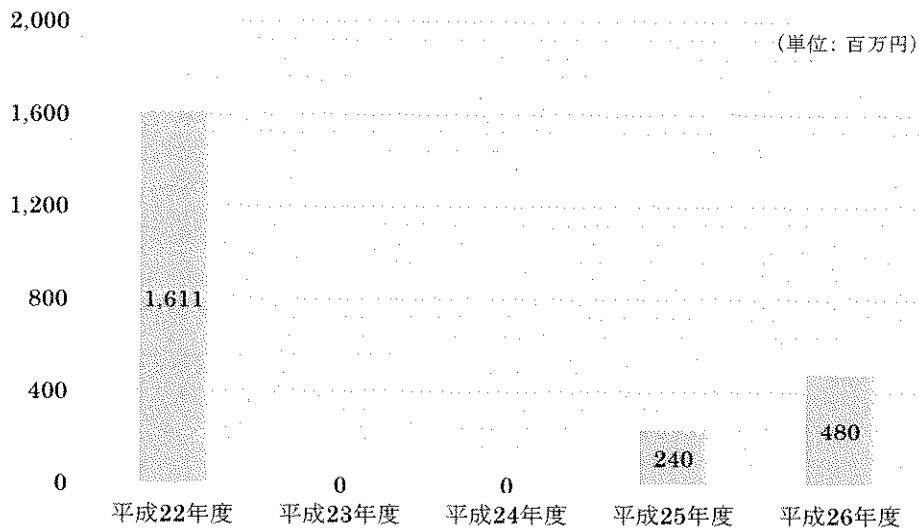
e. 自動車取得税



平成 26 年度の自動車取得税は、平成 26 年 4 月より実施された消費税の増税に伴い、税率の引き下げが行われ、自家用車で 5% から 3%、営業用・軽自動車について 3% から 2% となり、大きく減少している。

また、いわゆる「エコカー減税」について、環境性能に優れた自動車の軽減割合を拡充したことも影響した。

f. 核燃料税



平成 23 年度及び平成 24 年度の核燃料税は、川内原子力発電所の停止により発電用原子炉に挿入した核燃料の価額に対して課税される価額割がゼロとなった。なお、平成 25 年度からは発電用原子炉の熱出力に応じて課税される出力割が導入されている。

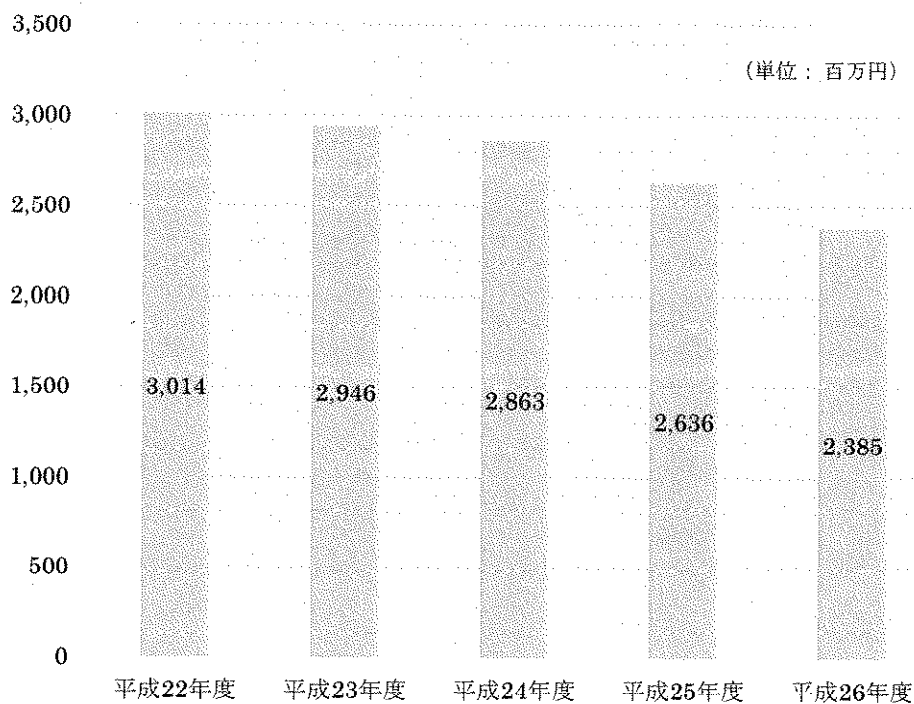
3) 県税収入未済額の推移

県における過去5年間の県税収入未済額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

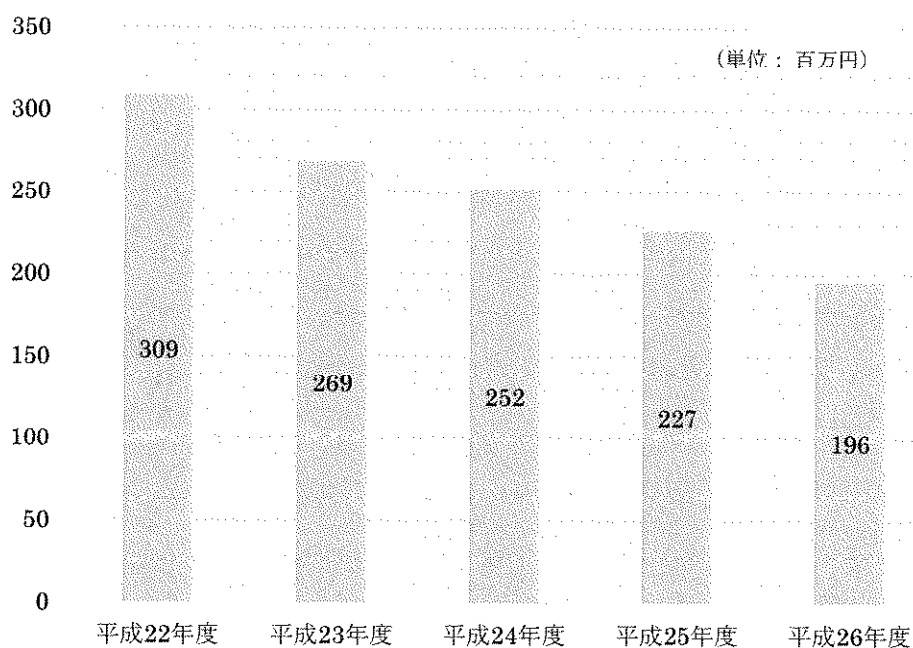
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人県民税	3,014	2,946	2,863	2,636	2,385
法人県民税	63	51	35	29	26
県民税計	3,078	2,997	2,898	2,666	2,411
個人事業税	149	122	106	82	65
法人事業税	171	97	51	41	33
事業税計	320	219	158	124	99
不動産取得税	309	269	252	227	196
ゴルフ場利用税	7	—	—	—	—
軽油引取税	0	0	0	0	0
自動車税	988	825	602	485	400
鉦区税	1	1	1	2	1
旧法による税	1	1	1	1	1
合計	4,707	4,315	3,915	3,507	3,112

① 個人県民税の収入未済額の推移



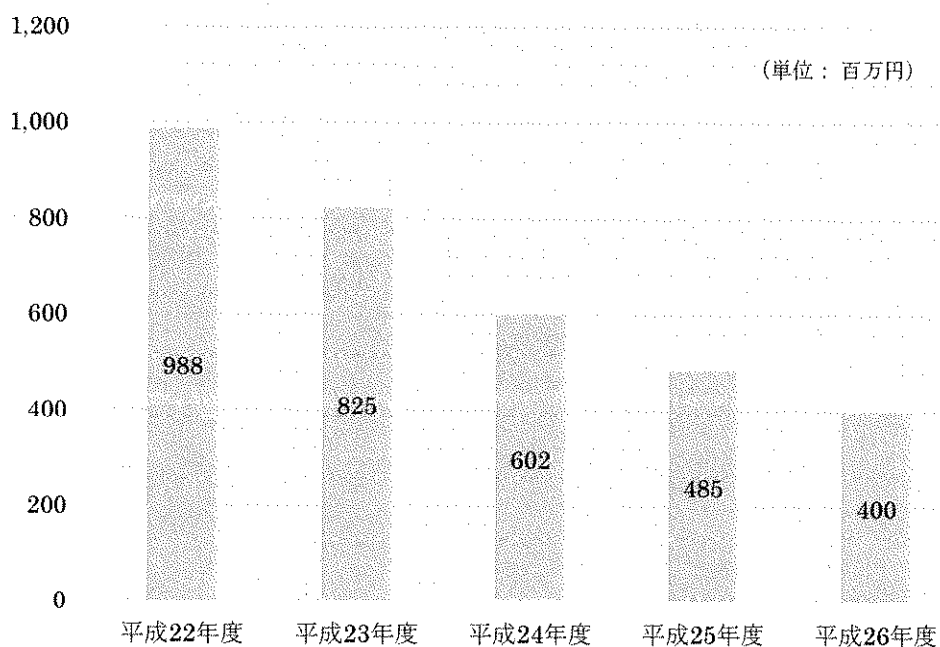
平成25年度以降の減少は、特別滞納整理班（県税徴収対策官）の集中配置による徴収対策が要因の一つと考えられる。

② 不動産取得税の収入未済額の推移



全般的な減少は、調定額が減少傾向にあったこと、さらには、県税収入未済額縮減対策の取組が要因と考えられる。

③ 自動車税の収入未済額の推移



全般的な減少は、課税台数の減少、さらには、県税収入未済額縮減対策の取組が要因と考えられる。

4) 県税徴収率の推移

県民税、事業税、不動産取得税、自動車税についての徴収率（収入済額÷調定済額）は以下のとおりである。なお、全国計は、総務省公表の各年度の「道府県民税徴収実績調」を参考にしたが、平成26年度分は未公表である。

① 県及び全国計の現年課税分の徴収率の推移

県及び全国計の現年課税分の徴収率の推移は以下のとおりである。

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
個人県民税 (*)	県	97.8%	98.0%	98.1%	98.3%	98.4%
	全国計	97.4%	97.7%	97.5%	98.0%	—
法人県民税	県	99.4%	99.7%	99.7%	99.8%	99.8%
	全国計	99.6%	99.7%	99.8%	99.8%	—
個人事業税	県	93.8%	98.5%	98.6%	99.0%	98.5%
	全国計	98.1%	98.6%	98.7%	98.9%	—
法人事業税	県	99.3%	99.9%	99.9%	99.9%	99.9%
	全国計	99.7%	98.8%	99.9%	99.9%	—
不動産取得税	県	97.8%	97.7%	97.6%	98.0%	98.3%
	全国計	96.2%	96.4%	96.6%	96.9%	—
自動車税	県	98.2%	98.5%	99.0%	99.2%	99.3%
	全国計	98.9%	99.0%	99.2%	99.3%	—

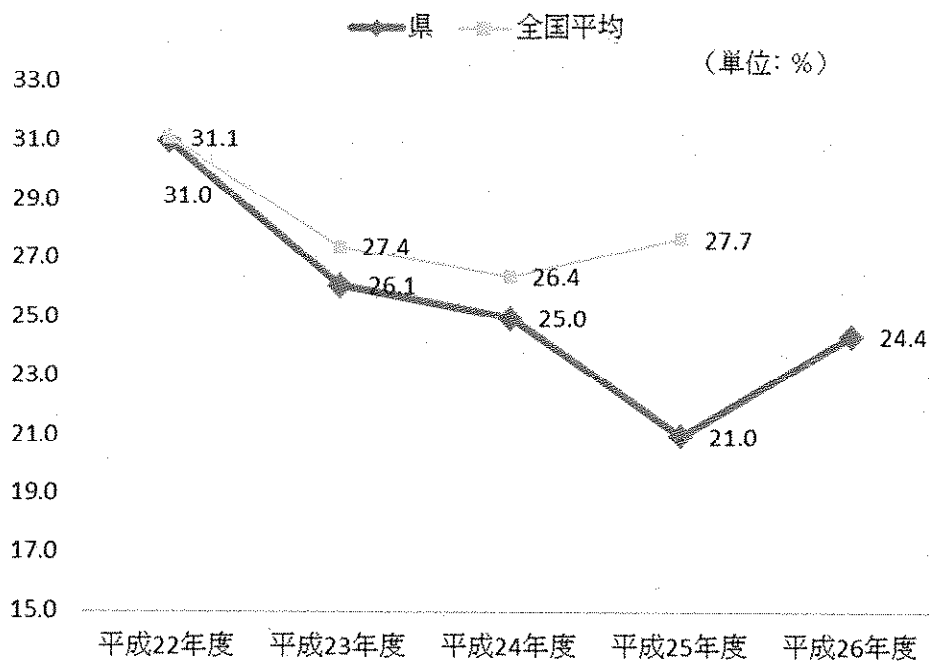
*個人県民税は特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る県民税は徴収率の計算は含めていない。

② 県及び全国計の繰越年課税分の徴収率

県及び全国計の繰越年課税分の徴収率の推移は以下のとおりである。

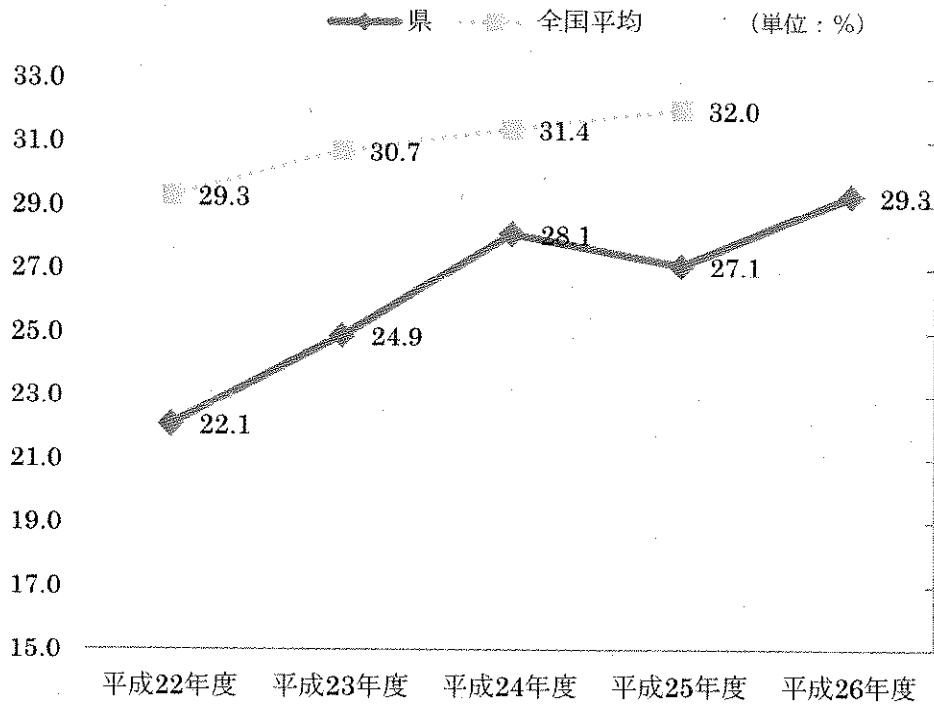
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人県民税	県	22.6%	23.5%	22.1%	24.0%	25.9%
	全国計	23.7%	24.1%	25.2%	26.7%	—
法人県民税	県	25.2%	25.5%	34.4%	31.7%	33.2%
	全国計	23.2%	20.6%	20.4%	20.4%	—
個人事業税	県	22.7%	22.0%	19.6%	25.5%	13.8%
	全国計	24.7%	25.5%	26.3%	26.0%	—
法人事業税	県	13.8%	12.4%	10.5%	13.8%	18.0%
	全国計	17.7%	14.0%	12.5%	12.4%	—
不動産取得税	県	31.0%	26.1%	25.0%	21.0%	24.4%
	全国計	31.1%	27.4%	26.4%	27.7%	—
自動車税	県	22.1%	24.9%	28.1%	27.1%	29.3%
	全国計	29.3%	30.7%	31.4%	32.0%	—

a. 不動産取得税の繰越年課税分の徴収率の推移



県の平成 25 年度の不動産取得税の繰越課税分の徴収率は、全国と比べて低い水準である。

b. 自動車税の繰越年課税分の徴収率の推移



県の自動車税の繰越課税分の徴収率は、全般的に全国と比べて低い水準である。

5) 県税不納欠損額の推移

県税の不納欠損額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
個人県民税	147	124	235	216	234
法人県民税	9	14	12	5	3
個人事業税	7	10	5	7	23
法人事業税	35	72	46	11	7
不動産取得税	10	23	19	24	20
自動車税	132	120	99	78	63
合計	344	366	420	345	353

各年度の金額が 1 百万円未満の税目の記載は省略している。

a. 個人県民税の不納欠損額の推移

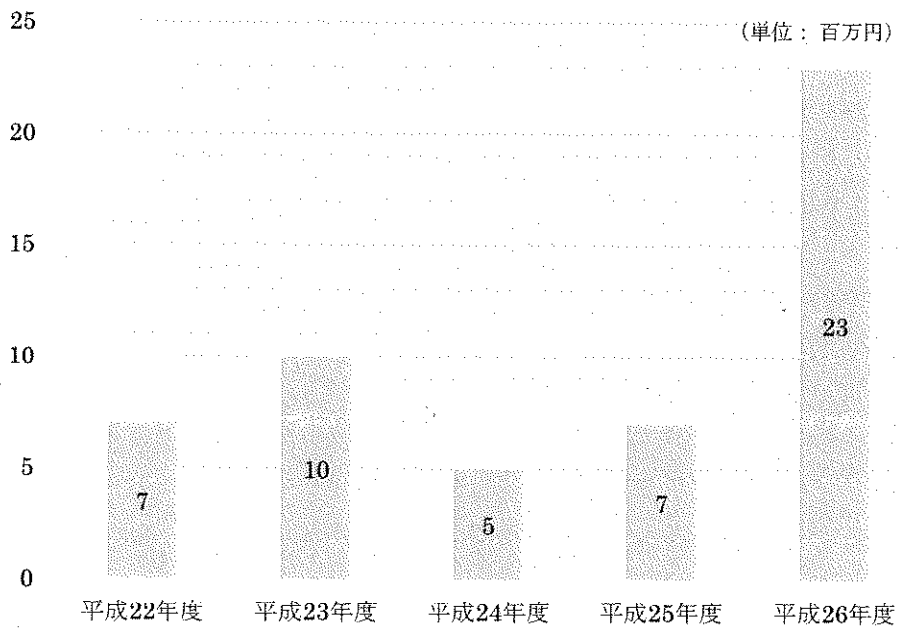
(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
(A) 前年度末収入未済額残高	3,014	2,946
(B) 滞納繰越分収入済額	692	614
(C) 滞納繰越分不納欠損額	124	235
(D) 現年度未済発生額	747	765
(E) 現年度末収入未済額残高	2,946	2,863

$$(E) = (A) - (B) - (C) + (D)$$

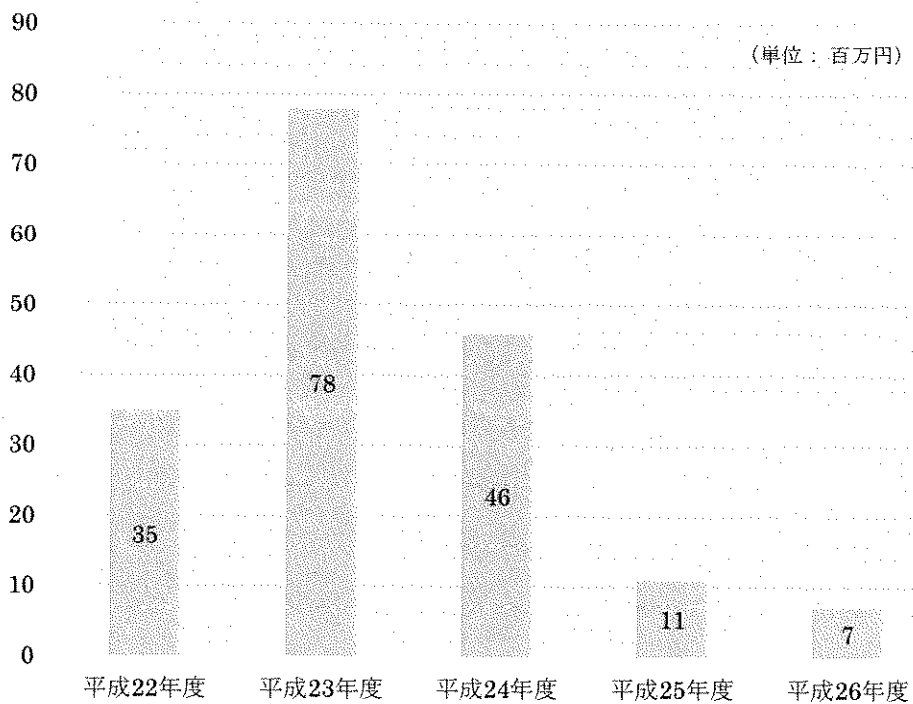
平成 24 年度から滞納繰越分不納欠損額が大幅に増加しているのは、平成 19 年度の税源移譲に伴い増加した個人住民税の収入未済につき 5 年の消滅時効が多数発生したものである。

b. 個人事業税の不納欠損額の推移



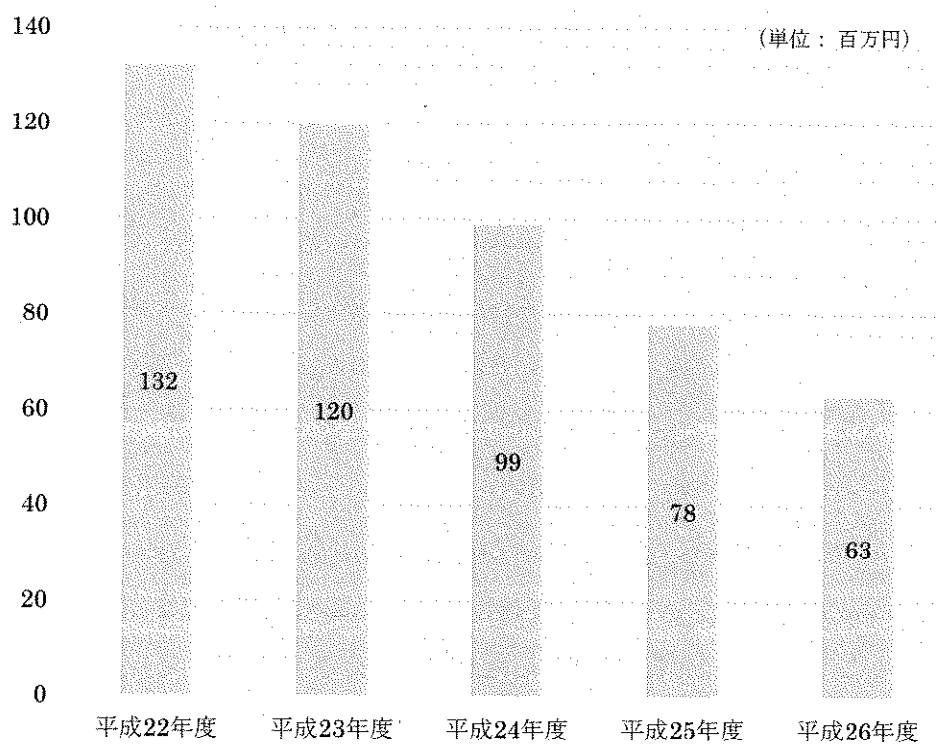
平成26年度の増加は、1人の滞納者による19百万円の不納欠損が発生したことが主因である。

c. 法人事業税の不納欠損額の推移



全般的に減少しているのは、企業倒産件数の減少に一因がある。

d. 自動車税の不納欠損額の推移



全般的に減少しているのは、徴収対策の成果及び課税台数の減少によるものである。

(4) 使用料及び手数料

1) 使用料及び手数料の概要

款「使用料及び手数料」は、下表の項・目・節に区分される。

項	目	節	概要
使用料	総務 使用料	総務使用料	地域振興局における食堂等の目的外使用許可に係る使用料等
	民生 使用料	生活福祉使用料	かごしま県民交流センター、黎明館等の設備使用料等
		児童福祉使用料	鹿児島県こども総合療育センターで診療を受ける者から徴収する使用料等
		社会福祉使用料	精神保健福祉センターで診療を受ける者から徴収する初診料、再診料等
	衛生 使用料	公衆衛生使用料	行政財産（健康増進センター）施設の一部の使用料
		保健所使用料	保健所における細菌検査に係る使用料等
		環境学習 施設使用料	行政財産（屋久島環境文化センター及び屋久島環境文化研修センター）施設の一部の使用料等
		環境衛生使用料	環境衛生に関わる機器等の使用料等
	労働 使用料	職業訓練使用料	鹿児島県立職業能力開発校の受講料及び授業料等
	農林 水産業 使用料	農業使用料	鹿児島県立農業大学校の授業料、フラワーパークかごしまの施設の一部の使用料等
		林業使用料	森の研修館かごしまの施設の一部の使用料等
		水産業使用料	漁港施設の使用料、占用料及び土砂採取料等
	商工 使用料	工鉱業使用料	鹿児島県工業技術センター設備の使用料等
		観光使用料	行政財産（奄美パーク）施設の一部の使用料等
	土木 使用料	道路橋りょう 使用料	県の道路占用料
		河川海岸使用料	県の河川、海岸、海底の土地の使用料
		住宅使用料	県営住宅の使用料等
		都市計画使用料	県の公園の使用料及び占用料、鴨池公園の電光掲示板・運動施設壁面の広告表示に係る使用料等
		空港使用料	航空機の着陸料及び停留料、空港内における土地等の使用料等
	教育 使用料	教育総務使用料	学校施設、行政財産（鹿児島県総合体育センター及び武道館）の使用料等
		高等学校使用料	鹿児島県立高等学校の授業料等
		社会教育使用料	上野原縄文の森、博物館プラネタリウム、青少年研修センター等の建物・設備の使用料等

項	目	節	概要
		大学使用料	鹿児島県立短期大学授業料及び科目受講料等
手数料	民生 手数料	児童福祉手数料	保育士登録申請・登録証書換交付申請・再交付申請に係る手数料等
		社会福祉手数料	精神保健福祉センターの業務に属する各種証明書、診断書料等
	衛生 手数料	公衆衛生手数料	鹿児島県動物愛護センターの犬又は猫の譲渡手数料、鹿児島県環境保健センターで実施する検査に係る手数料等
		保健所手数料	食品衛生法、生活衛生関係営業に係る各種証明書発行手数料等
	労働 手数料	職業訓練手数料	職業能力開発校証明書交付手数料及び入校料等
	農林 水産業 手数料	農業手数料	鹿児島県立農業大学校の入学料及び証明書発行手数料
		畜産業手数料	家畜検査手数料
	商工 手数料	工鉱業手数料	鹿児島県工業技術センター分析、試験等手数料
	教育 手数料	高等学校手数料	県立高等学校証明書交付手数料及び入学料等
		大学手数料	鹿児島県立短期大学証明書交付手数料及び入学料等
	警察 手数料	警察手数料	パーキング・メーター作動手数料
総務 手数料	選挙手数料	政治資金規正法に係る収支報告書又は少額領収証等の写し交付手数料等	
証紙 収入	証紙 収入	証紙収入	県の条例・規則等で定められた使用料及び手数料の納付手続きに鹿児島県収入証紙の貼付が必要とされる場合の収入証紙の販売収入
過 年 度 収 入	過 年 度 収 入	過 年 度 収 入	前年度以前の年度に属する収入を現年度の歳入として収納するもの

2) 使用料及び手数料の推移

県における過去5年間の使用料及び手数料の金額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

節	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
総務使用料	30	28	25	25	25
生活福祉使用料	133	131	121	133	113
児童福祉使用用	16	32	36	36	36
保健所使用料	3	2	2	2	2
職業訓練使用料	21	19	16	17	18
農業使用料	17	17	16	15	14
水産業使用料	113	110	110	118	110
工鉱業使用料	2	3	3	4	3
観光使用料	2	2	2	2	1
道路橋りょう使用料	465	427	376	378	386
河川海岸使用料	555	555	549	506	522
住宅使用料	3,227	3,195	3,191	3,172	3,135
都市計画使用料	13	15	14	14	16
空港使用料	75	62	56	56	64
教育総務使用料	6	5	6	5	5
高等学校使用料	10	11	9	11	1,113
社会教育使用料	13	14	13	11	11
大学使用料	189	192	183	178	184
児童福祉手数料	4	4	5	5	5
畜産業手数料	28	29	31	34	26
工鉱業手数料	4	5	3	3	5
高等学校手数料	67	62	61	59	57
大学手数料	45	42	43	43	44
警察手数料	30	28	28	25	23
証紙収入	4,123	4,062	4,021	3,984	4,029
過年度収入	254	237	222	216	208
合計	9,460	9,307	9,160	9,071	10,174

各年度の金額が1百万円未満の節の記載は省略している。

平成26年度の高等学校使用料の増加は、平成22年度～平成25年度の高等学校授業料無償政策の終了に伴い、新高校1年生から授業料が有償となったためである。

3) 使用料及び手数料の収入未済額の推移

県における過去5年間の使用料及び手数料の収入未済額の金額の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

節	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
水産業使用料	5	5	5	6	5
住宅使用料	20	13	13	10	10
過年度収入	212	204	197	191	185
計	238	223	216	208	202

各年度末の残高が1百万円未満の節の記載は省略している。

特に大きな増減はない。

(5) 諸収入の収入未済額の推移

1) 推移

県における過去5年間の諸収入の収入未済額残高の推移は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項	目	節	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延滞金、 加算金 及び 過料等	延滞金	延滞金	1	0	1	1	1
	加算金	加算金	24	2	3	1	0
	過料等	放置違反金	6	3	4	4	4
貸付金 元利収 入	貸付金 元利収 入	衛生貸付金 元利収入	2	2	2	0	0
		教育貸付金 元利収入	10	9	7	6	5
受託事 業収入	土木受 託事業 収入	道路橋りよ う受託事業 収入	130	—	—	—	—
雑入	雑入	雑入	7	34	35	43	15
	違約金 及び延 納利息	違約金及び 延納利息	0	0	3,648	0	4,
過年度 収入	過年度 収入	過年度収入	745	744	762	4,430	2,830
計			929	797	4,465	4,488	2,863

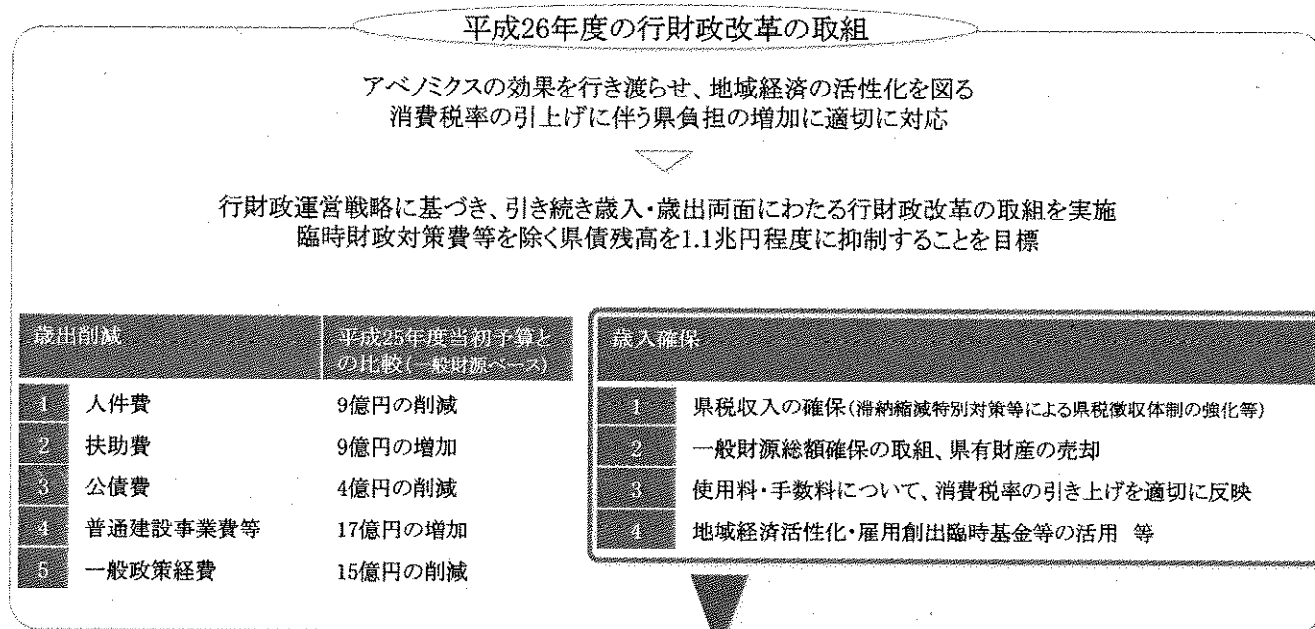
各年度末の残高が1百万円未満の節の記載は省略している。

主に県発注の海上工事における独占禁止法違反事案に係る損害賠償金額の発生により、平成24年度の「雑入—違約金及び延納利息」が増加している。これは、平成25年度に「諸収入—過年度収入」に振り替えられている。また、平成26年度に損害賠償金額の減免が行われたために、平成26年度の「諸収入—過年度収入」が減少している。

なお、平成26年度末の過年度収入未済額の主なものは、「Ⅲ. 3.」参照。

3. 歳入確保の取組

県は、年度ごとに、「行財政運営戦略」を踏まえた行財政改革の取組を公表している。
このうち、平成26年度の歳入確保の具体的な取り組みの内容は以下のとおりである。



歳入確保	具体的な取り組み内容との関連
1 県税収入の確保	1. 県税収入の確保
2 一般財源総額確保の取組、県有財産の売却	2. 地方交付税等の確保に向けた取組 3. 国庫支出金の確保に向けた取組 4. (1) 未利用財産の有効活用
3 使用料・手数料について、消費税率の引き上げを適切に反映	4. (2) 使用料・手数料の見直し
4 地域経済活性化・雇用創出臨時基金等の活用 等	4. (3) 特定目的基金の活用

(1) 県税収入等の確保

●	個人住民税・自動車税等の徴収対策の一層強化	記載箇所
・	特別滞納整理班による個人住民税の徴収対策の強化（県税徴収対策官の集中配置）	1)
・	個人住民税の特別徴収の促進（特別徴収の対象となる事業所の全県一斉指定に向けた取組）	2)
・	自動車税のコンビニ納付やクレジット納付など、納付方法の多様化による滞納の未然防止の取組	3)
・	自動車税納税お知らせセンターの設置による自主的納付の促進	3)
・	県下一斉給与差押え期間を設定し、県税滞納者の給与差押えを集中的に実施	4)
・	県営住宅退去者の滞納家賃の回収業務を弁護士法人に委託	5)
●	全国知事会	
・	「地方税財源の確保・充実等に関する提言（7月）」及び「平成26年度税財政等に関する提案（10月）」の取りまとめと要請活動	
●	県開発促進協議会（平成25年8月、11月）	6)
・	地方税の充実・確保	
・	地域間の税源偏在を是正した安定性の高い地方税体系の確立など	

上記の取り組みのうち主なものを示すと次のとおりである。

1) 特別滞納整理班による個人住民税の徴収対策の強化

県下の個人住民税滞納額の約3割を占める中規模4市を重点強化対策団体に位置づけ、当該市を管轄する地域振興局に県税徴収対策官を集中配置（始良市（平成25年度）、薩摩川内市（平成26年度）、鹿屋市（平成27年度））し、地方税法第48条に基づく個人住民税の徴取引継及び当該市との相互併任による滞納整理を実施。集中配置時には、徴収率は大幅に上昇した。「Ⅲ.1.（10）」参照。

2) 個人住民税の特別徴収の促進

平成25年10月29日開催の「鹿児島県個人住民税特別徴収適正実施連絡会議」において、鹿児島県及び県内全市町村が連携し、「平成27年度を目途として、個人住民税の特別徴収の対象となる事業所を一斉に指定する」ことを決議し、同会議に設置された「鹿児島県個人住民税特別徴収適正実施研究会」において具体的な取組を協議した。

平成26年度は、5月開催の連絡会議において、全県一斉指定に向けた「行動計画」を決議し、事業所等に対する周知広報活動を展開、10月10日には関係事業所に対し

て、全市町村一斉に「特別徴収義務者指定予告通知書」を送付した。平成 27 年 5 月には、対象事業所に対して特別徴収税額決定通知書を送付した。

この結果、県全体で平成 24 年度から平成 27 年度にかけて特別徴収義務者となった事業者の割合が 15.3%増加、給与所得者に占める特別徴収納税義務者の割合が 10.5%増加している。なお、平成 27 年度の数値は 5 月 15 日現在である。

(単位：%)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
特別徴収義務者（事業者）の割合（*1）	45.7	47.9	51.1	61.0
給与所得者に占める特別徴収納税義務者（納税者）の割合（*2）	75.0	76.8	78.4	85.5

*1 県全体の特別徴収義務者（事業者）の割合は、「特別徴収義務者+給与報告者」で計算した。

*2 給与所得者に占める特別徴収納税義務者（納税者）の割合は、「特別徴収納税義務者+給与所得納税義務者」で計算した。

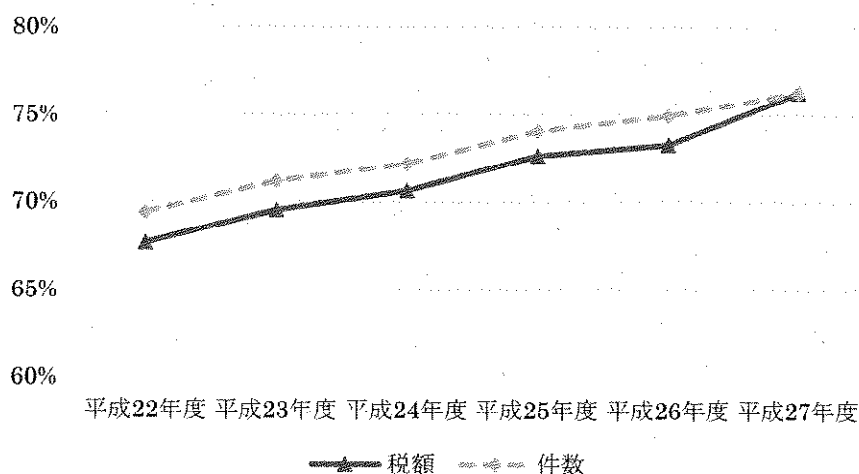
3) 自動車税の納付方法の多様化と「自動車税納税お知らせセンター」の設置

自動車税については、滞納者に対し、催告、分納の履行確認等を行うとともに、納税に誠意のみられない滞納者に対しては、時機を失することなく厳正な滞納処分を行い、早期滞納解消に努めた。

また、「自動車税納税お知らせセンター」の設置により、10 月までの早期段階の同月比で徴収率が大きく向上して早期解消・早期収入確保に寄与した。

その結果、納期内納付率の年次推移をみると、税額ベースと件数ベースでともに上昇している。

自動車税納期内納付率の年次推移



4) 県下一斉給与差押え徴収強化期間

主として自動車税滞納の早期解消に向けた取組みとして、層の厚い給与所得者をターゲットに、7月～8月は繰越分滞納者、11月～1月は現年度分滞納者を対象とした「県下一斉給与差押え徴収強化期間」を設定し、当該期間は全ての地域振興局・支庁において、給与・賞与の差押えを集中的に実施した。

5) 県営住宅退去者の滞納家賃の回収業務

サービサー委託時における平成20年度～25年度までの回収実績は2,690千円であったが、弁護士法人委託時においては2年度（実質的には1年4ヵ月）で3,487千円と確実な成果を達成しており、収入未済額も減少した。「Ⅲ.5.(2)参照。」

6) 県開発促進協議会における地方税の確保等に関する要請事項

県開発促進協議会において以下のことを国への要請事項とした。

- ①自動車取得税について与党の平成25年度税制改正大綱において消費税率10%への引上げ時に廃止する方向で改革を行うこととされているが代替税財源の確保が同時にされない限りは、自動車取得税の廃止は行わないこと
- ②法人事業税の電気供給業、ガス供給業などに対する収入金課税やゴルフ場利用税に関し、現行制度を堅持すること

(2) 地方交付税等の確保に向けた取組

●	全国知事会
・	「地方税財源の確保・充実等に関する提言（7月）」及び「平成26年度税財政等に関する提案（10月）」の取りまとめと要請活動
●	県開発促進協議会（平成25年8月、11月）
・	地方における必要な歳出の地方財政計画への反映、歳出特別枠の維持・確保
・	地方交付税（出口ベース）の総額確保
・	基準財政需要額の算定に当たっての条件不利地域や財政力指数の低い地域などへの配慮
・	引上げ分の地方消費税における基準財政収入額への全額算入等

(3) 国庫支出金の確保に向けた取組

●	県開発促進協議会（平成 25 年 8 月、11 月）
・	地方における社会資本整備の推進に必要な財源の確保
・	難病対策等の超過負担の解消等
●	地域経済活性化・雇用創出臨時基金を地方単独事業の財源として活用
●	食品関連産業振興プロジェクトについて、戦略産業雇用創造事業費補助金を活用

(4) その他

1) 未利用財産の有効活用

●	民間ノウハウの活用や広報の充実等により、引き続き積極的な売却等を推進
---	------------------------------------

過年度から引き続き積極的な売却等を推進した結果、財産収入は 4 億 5 千万円となった。未利用財産の状況については「Ⅲ.4(1)参照」。

2) 使用料及び手数料の見直し

●	消費税率の引上げを適切に反映	①
●	受益者負担の適正化を図る観点から見直し	②

① 消費税率の引上げ

消費税法第 60 条により地方公共団体である県は消費税の申告義務はないものの支出において消費税率の引上げの影響は受ける。そのため、平成 25 年 12 月 4 日付総務省通知「消費税率（国・地方）の引上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応」に基づいて、消費税を円滑かつ適正に転嫁した。なお、今回の監査範囲内の使用料・手数料の監査手続の過程の中で、消費税率引上げ分を適正に転嫁していることを確かめた。

② 受益者負担の適正化

飲食店営業等許可申請手数料は飲食店営業（臨時営業）等の新設、自動車運転免許試験場使用料は現行の使用料単価の増額などにより、使用料・手数料について受益者負担の適正化の観点からの増収を図った。

3) 特定目的基金の有効活用

基金とは地方自治法第 241 条に規定されており、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための資金であって、当該目的のためでなければこれを処分することができないものである。

基金には、地方財政法 4 条の 3 に規定される財政調整積立金や災害救助法 22 条に規定される災害救助資金などの設置を法律で義務づけられている基金や、条例によるものであっても財政調整積立金と同様に資金を積み立てる目的の基金である県債管理基金などが含まれている。これらを除き、特定の事業の財源とするために県が資金を積み立てている基金である特定目的基金とされている。

この特定目的基金の活用状況について、平成 26 年度における実際の基金の増減は下表のとおりである。県は事業活動に応じて基金を取り崩して財源としているが、地域経済活性化・雇用創出臨時基金の取崩額が 9,384 百万円、地域雇用創出推進基金の取崩額が 4,435 百万円と大きく、地方創生・地域活性化に関連する基金活用が活発であったことが窺える。

(単位: 百万円)

特定目的基金の種類	平成 25 年度末残高	繰入	取崩	平成 26 年度末残高	増減
地域経済活性化・雇用創出臨時基金	9,367	17	9,384	0	▲ 9,367
地域雇用創出推進基金	9,248	1,893	4,435	6,706	▲ 2,541
緊急雇用創出事業臨時特例基金	5,213	12	2,638	2,587	▲ 2,626
森林整備推進等基金	2,777	7	2,287	496	▲ 2,280
安心こども基金	716	3,177	1,958	1,936	1,219
医療施設耐震化臨時特例基金	2,321	2	1,150	1,173	▲ 1,147
環境保全基金	519	1,400	739	1,180	660
地域医療介護総合確保基金	0	990	605	385	385
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	502	2	505	0	▲ 502
その他	49,099	3,370	2,774	49,695	595
合計	79,766	10,876	26,480	64,162	▲ 15,604

III. 各項目における監査結果と監査意見

各項目における内容、監査結果・監査意見の区分及び記載箇所は以下のとおりである。

項目	内容	結果・意見の区分		記載箇所
		結果	意見	
個人県民税	家屋敷課税の把握		●	Ⅲ1(1)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税調査の報告	●		Ⅲ1(2)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税の等級決定の判断基準		●	Ⅲ1(2)
ゴルフ場利用税	現地調査時の出張復命書の作成		●	Ⅲ1(2)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税の实地調査の頻度		●	Ⅲ1(2)
ゴルフ場利用税	ゴルフ場利用税収入増加への取組		●	Ⅲ1(2)
個人事業税	個人事業税内訳書の現地調査の必要性		●	Ⅲ1(3)
個人事業税	非課税とされるシステムエンジニア・プログラマー等		●	Ⅲ1(3)
産業廃棄物税	納税額の適正性の検証		●	Ⅲ1(4)
法人事業税	外形標準課税対象の会社への法人調査の頻度		●	Ⅲ1(5)
法人県民税	清算法人の法人県民税均等割の負担	●		Ⅲ1(6)
法人県民税	ハローワークの求人情報を利用した未登録法人の捕捉		●	Ⅲ1(6)
法人県民税	送付した申告書の管理		●	Ⅲ1(6)
法人県民税	未申告法人の捕捉		●	Ⅲ1(6)
不動産取得税	課税権の消滅に対する対策		●	Ⅲ1(7)
自動車税	社会福祉施設の課税免除・社会福祉施設への調査		●	Ⅲ1(8)
自動車税	社会福祉施設の課税免除・社会福祉施設の運行日誌の様式		●	Ⅲ1(8)
自動車税	社会福祉施設の課税免除・社会福祉施設への調査結果の報告		●	Ⅲ1(8)
自動車税	社会福祉施設の課税免除・社会福祉法人に係る県の他部署との連携		●	Ⅲ1(8)
自動車税	自動車の主たる定置場の変更		●	Ⅲ1(8)
県税の未済	滞納整理	●		Ⅲ1(9)
県税の未済	自動車税の延滞金を自動車税課との協議で徴収しないとした事例	●		Ⅲ1(9)

項目	内容	結果・意見 の区分		記載 箇所
		結果	意見	
県税の未済	不動産の差押えの是非		●	Ⅲ1(9)
特別滞納整理班	特別滞納整理班の関与		●	Ⅲ1(10)
住宅使用料	住宅使用料退去滞納者に対する債権回収		●	Ⅲ2(1)
水産業使用料	漁業協同組合等に対する減免の見直し		●	Ⅲ2(2)
道路橋りょう使用料	道路占用料の減免申請書の不備	●		Ⅲ2(3)
空港使用料	空港ビルの設置者に対する土地使用料の減免基準	●		Ⅲ2(4)
空港使用料	減免申請書の未提出	●		Ⅲ2(4)
河川海岸使用料	流水占用料等免除申請書の記載誤り	●		Ⅲ2(5)
河川海岸使用料	流水占用料計算時の取扱いの統一の必要性	●		Ⅲ2(5)
河川海岸使用料	流水占用料減免基準の明確化		●	Ⅲ2(5)
行政財産使用料	行政財産の目的外使用許可に係る使用料減免手続の適正化		●	Ⅲ2(6)
都市計画使用料	鴨池野球場及び鴨池陸上競技場における常設広告		●	Ⅲ2(7)
諸収入の未済	回収可能性の検討		●	Ⅲ3(1)
未利用財産	県有財産の処分等の状況		●	Ⅲ4(1)

1. 県税

(1) 個人県民税

1) 概要

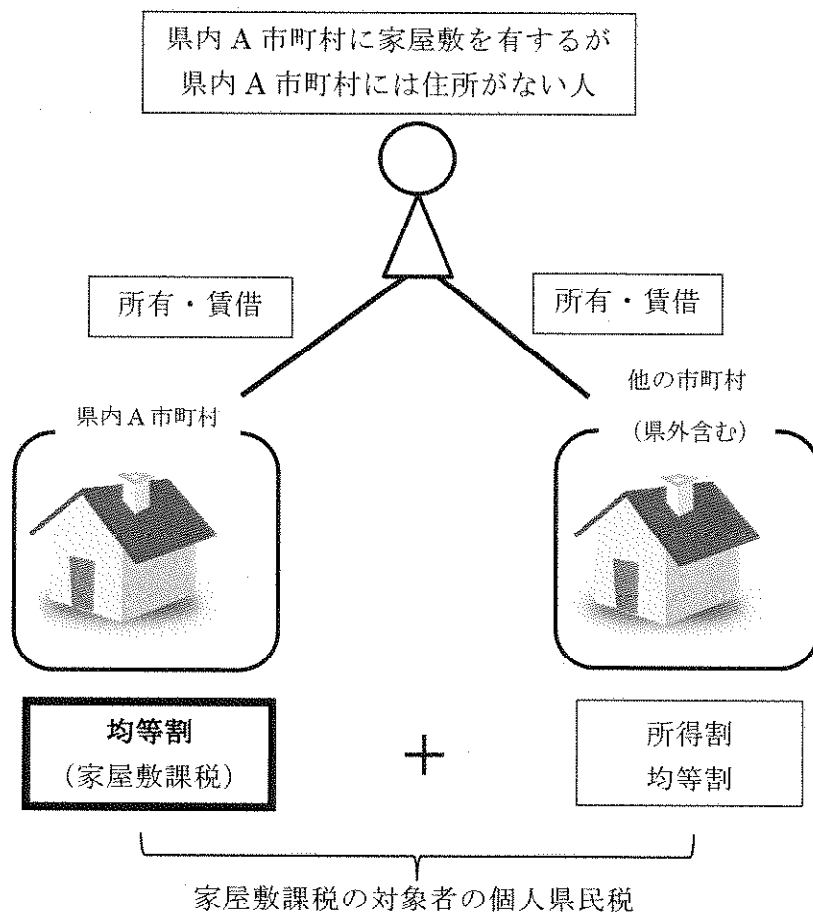
項目	内容
納税義務者	1. 毎年1月1日現在で県内に住所がある人（均等割と所得割） 2. 毎年1月1日現在で県内に事務所、事業所又は家屋敷を有し、その事務所等が所在する市町村に住所がない人（均等割）
税額	均等割...2,000円（うち500円は森林環境税） 所得割...課税所得金額の4% 一般的な所得税額の計算方法 [前年の収入金額－必要経費(*1)]－所得控除額＝課税所得金額 課税所得金額×上記税率－税額控除額＝所得割額 *1 サラリーマンの場合は給与所得控除額 *2 土地・建物等の譲渡所得、山林所得及び退職所得は、別の方法で計算される。
申告と納税	個人県民税の課税と収納の事務は、個人市町村民税と併せて市町村が行っている。 申告...前年1年間の所得について、3月15日までに、その年の1月1日現在の住所所在地の市町村へ申告する。ただし、所得税の確定申告をした人、給与所得のみの人及び公的年金等の所得のみ的人是、原則としてこの申告をする必要はない。 納税...【給与所得者】給与の支払者（会社など）が、通常6月から5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納める。 【公的年金等所得者（4月1日現在65歳以上の年金受給者）】年金保険者（社会保険庁など）が、年金支払い月（6月、8月、12月、2月、4月）に、各支払い時の年金から差し引いて納める。 【上記以外の所得者】市町村から送付される納税通知書により、通常6月、8月、10月、1月の4回に分けて納める。
所得控除	雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除がある。
税額控除	外国税額控除、配当控除、調整控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除がある。

2) 監査意見

① 家屋敷課税の把握

(a) 現状

概要で記載したとおり、県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村に住所がない（*）者（いわゆる「家屋敷課税の対象者」）も、均等割が課される。



* 「住所がない」とは、当該市町村の「住民基本台帳に記載されていない」ことである。

県内 A 市町村以外の住所地の市町村で均等割を納めている者であっても、A 市町村内に事務所、事業所または家屋敷を有する場合は、地方税法第 24 条第 7 項に基づいて、市町村民税の均等割を課税する市町村ごとに県民税の均等割が課税されることになっている。

例えば、以下の甲氏、乙氏のケースも課税されることになる。

家屋敷課税がかかる具体例

甲氏：1月1日にA市町村に住民票がなく、A市町村で市民税・県民税が課税されていないものの、A市町村内に、自分又は家族が住むことを目的とした自由に居住することができる独立性のある住宅、事務所又は事業所を持っている（一戸建ての住宅やアパート、マンション、社宅等）

乙氏：1月1日現在、A市町村に住民票があるが、住民票外居住者として、他の市町村で市民税・県民税が課税されている。A市町村内に、自分又は家族が住むことを目的とした自由に居住することができる独立性のある住宅、事務所又は事業所を持っている（一戸建ての住宅やアパート、マンション、社宅等）

家屋敷課税の対象者については、市町村から提出される「個人県民税異動報告書」に依拠しており、県では特に把握していない。平成27年6月現在の家屋敷課税の納税者の状況は以下のとおりである。

市町村	件数
鹿児島市	475
枕崎市	3
指宿市	12
南九州市	5
鹿屋市	44
屋久島町	28
その他 37 市町村	0
計	567

(b) 問題点及び改善案

上表のとおり 37 市町村では、家屋敷課税の対象者はゼロとなっているが、対象者の有無が的確に捕捉できているのか不明である。個人県民税については、課税も収納も市町村民税と併せて実施されるため、市町村の事務に依拠しているが、各地域振興局・支庁は、上記の家屋敷課税を行っている各市町村から家屋敷課税の対象者の捕捉方法についての情報を入手していない。

当該 37 市町村が捕捉のための活動を行っていない可能性もあるため、家屋敷課税を行っている市町村から捕捉についての情報を積極的に入手し、もし他の市町村で実施できる手法があるならば、その手法を担当者に伝えるなど、県がリーダーシップをとり、市町村と連携して家屋敷課税の対象者捕捉のための取組を行うべきである。また、公平で適正な課税を実現するために、徴収義務のある市町村と連携して積極的に家屋敷課税について広報すべきである。

(2) ゴルフ場利用税

1) 概要

項目	内容																																								
納税義務者	ゴルフ場利用者																																								
税額	<p>ゴルフ場の平日のビジターの利用料金やホール数によって、次のとおり 8 段階に分かれている。なお、県内 32 ゴルフ場のうち 30 件が 2 級、2 件が 3 級である。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">等級決定基準</th> <th rowspan="2">等級</th> <th rowspan="2">税額</th> </tr> <tr> <th>ホール数</th> <th>利用料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18 ホール未満</td> <td>2,000 円未満</td> <td>1 級</td> <td>400 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール未満</td> <td>2,000 円以上</td> <td rowspan="2">2 級</td> <td rowspan="2">480 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>2,500 円未満</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>2,500 円以上 3,000 円未満</td> <td>3 級</td> <td>560 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>3,000 円以上 3,500 円未満</td> <td>4 級</td> <td>640 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>3,500 円以上 5,000 円未満</td> <td>5 級</td> <td>800 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>5,000 円以上 7,000 円未満</td> <td>6 級</td> <td>960 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>7,000 円以上 10,000 円未満</td> <td>7 級</td> <td>1,120 円</td> </tr> <tr> <td>18 ホール以上</td> <td>10,000 円以上</td> <td>8 級</td> <td>1,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	等級決定基準		等級	税額	ホール数	利用料金	18 ホール未満	2,000 円未満	1 級	400 円	18 ホール未満	2,000 円以上	2 級	480 円	18 ホール以上	2,500 円未満	18 ホール以上	2,500 円以上 3,000 円未満	3 級	560 円	18 ホール以上	3,000 円以上 3,500 円未満	4 級	640 円	18 ホール以上	3,500 円以上 5,000 円未満	5 級	800 円	18 ホール以上	5,000 円以上 7,000 円未満	6 級	960 円	18 ホール以上	7,000 円以上 10,000 円未満	7 級	1,120 円	18 ホール以上	10,000 円以上	8 級	1,200 円
等級決定基準		等級	税額																																						
ホール数	利用料金																																								
18 ホール未満	2,000 円未満	1 級	400 円																																						
18 ホール未満	2,000 円以上	2 級	480 円																																						
18 ホール以上	2,500 円未満																																								
18 ホール以上	2,500 円以上 3,000 円未満	3 級	560 円																																						
18 ホール以上	3,000 円以上 3,500 円未満	4 級	640 円																																						
18 ホール以上	3,500 円以上 5,000 円未満	5 級	800 円																																						
18 ホール以上	5,000 円以上 7,000 円未満	6 級	960 円																																						
18 ホール以上	7,000 円以上 10,000 円未満	7 級	1,120 円																																						
18 ホール以上	10,000 円以上	8 級	1,200 円																																						
申告と納税	<p>申告...ゴルフ場は、毎月 15 日までに前月分の申告を行う。</p> <p>納税...ゴルフ場が利用者から受け取り、1 か月分を翌月の 15 日までに県に納入する。すなわち、ゴルフ場が特別徴収義務者として納入する。</p>																																								
非課税	<p>次の利用者については、課税されない。（該当する旨の証明がある場合に限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 18 歳未満の者 ・ 70 歳以上の者 ・ 障がい者 ・ 国民体育大会参加選手（同大会ゴルフ競技としての利用に限る。） ・ 学生、生徒及び教員（学校の教育活動としてゴルフを行う場合に限る。） 																																								
市町村への交付	県に納められたゴルフ場利用税の 70%に相当する金額が、ゴルフ場の存在する市町村に交付される。																																								

2) 監査結果

① ゴルフ場利用税調査の報告

(a) 現状

各地域振興局又は支庁は、以下の鹿児島県税事務処理規程に基づいて、ゴルフ場利用税の調査を実施している。

鹿児島県税事務処理規程

第 75 条 地域振興局等の長は、ゴルフ場利用税に係る課税標準の正確な把握を期するため、ゴルフ場の状況その他その利用状況を調査しなければならない。

2 地域振興局等の長は、前項の規定による調査をしたときは、ゴルフ場利用税調査票を作成して、その記録を明確にしておかなければならない。

上記の規程における「ゴルフ場利用税調査票」の様式は、同規程第 84 号に規定されている。なお、第 84 号様式には、「等級設定用」と「現地調査用」の 2 種類の様式がある。

平成 26 年度の調査において、ゴルフ場利用税調査票の様式を誤って、「等級決定用」の様式を使っていた地域振興局があった。そのため、調査票に記載すべき「証票の掲示」「料金表掲示」などの項目についての調査結果の記載内容が漏れていた。なお、調査時に同時に作成されている出張復命書にも調査結果の要約が記載されているが、「証票の掲示」「料金表掲示」などの項目についての調査結果は記載されていなかった。

(b) 問題点

ゴルフ場利用税の調査の実施の際に鹿児島県税事務処理規程に基づいた様式を使っておらず、規定に準拠した手続きがとられてない。また、調査結果の記載漏れがあると、調査すべき項目が実際に調査されたかどうかの事実確認ができず、調査手続の漏れが生じる可能性がある。

(c) 改善案

ゴルフ場利用税の調査にあたっては、鹿児島県税事務処理規程に基づく様式に従うべきである。今後は、様式の使用誤りがないよう、規程と書類を確認するなど、担当者及び上長によって定期的に検証する必要がある。

3) 監査意見

① ゴルフ場利用税の等級決定の判断基準

(a) 現状

ゴルフ場利用税は、上述のようにゴルフ場の等級ごとに税額が決まっており、ゴルフ場の等級は、ホール数及び利用料金が等級決定基準となっている。

等級の決定基準となる利用料金については、以下の通知により具体的に定められている。

ゴルフ場利用税の事務取り扱いについて（通知）平成 15 年 3 月 31 日税第 230 号各総務事務所長、各支庁財務課長あて総務部長

鹿児島県税条例施行規則第 20 条第 2 項に規定する「グリーンフィー以外にその意思にかかわらず当該利用についてその対価又は負担として支払うべき金品の額に相当する金額」とは、グリーンフィー以外の料金で、ゴルフ場の利用について利用者の意思にかかわらず徴収されるもの（以下「附帯料金」という）をいうものであり、具体的には次のとおり取り扱うこと。また、当該金額の中に消費税に相当する金額が含まれるときは、当該金額からこれを控除するものであること。

(1) 附帯料金に算入するもの

- ア 福利厚生費
- イ 道路補修費
- ウ 水道光熱費
- エ 施設拡充改善費
- オ ゴルファー保険料
- カ ゴルフ連盟費
- キ その他これらに類するもの

(2) 附帯料金に算入しないもの

下記料金のうち、利用者の意思にかかわらず徴収されるものは、原則として附帯料金に算入する。

ただし、カ、キ及びこれらに類するものの料金で、その全額が公益上の費用に充てる目的で、国、地方公共団体又は公益法人等に支払われるもののうち、当該料金が表示され、かつ、経理が区分されているものは、利用者の意思にかかわらず徴収されるものであっても附帯料金に算入しない。

また、アからウ及びこれらに類するものの料金で、利用者の意思にかかわらず徴収されるものについても、当分の間、附帯料金に算入しない。

- ア キャディーフィー
- イ カートフィー
- ウ ロッカーフィー
- エ レッスンフィー
- オ 貸具等

カ	緑化協力金
キ	スポーツ振興賛助金
ク	その他これらに類するもの

県内のあるゴルフ場の旧料金と現行の料金体系は、以下のとおりである。

区分	明細	旧料金 平成 20 年度 以降	旧料金 平成 21 年度 以降	現行料金 平成 26 年度 以降
グリーンフィー及び附帯料金	グリーンフィー	2,950 円	1,950 円	1,500 円
	福利厚生費	267 円	267 円	267 円
	協力費	220 円	220 円	220 円
	ゴルファー保険料	33 円	33 円	33 円
	ゴルフ連盟費	25 円	25 円	25 円
	利用料金計	3,495 円	2,495 円	2,045 円
附帯料金に算入しないもの	キャディーフィー	0 円	0 円	0 円
	カートフィー	900 円	900 円	900 円
	ロッカーフィー	200 円	200 円	200 円
	カート施設維持費	3,350 円	3,350 円	3,300 円
	環境維持管理費	0 円	1,152 円	1,152 円
	その他計	4,450 円	5,602 円	5,552 円
総合計		7,945 円	8,097 円	7,597 円

現行料金体系では「ホール数が 18 ホール以上で利用料金が 2,500 円未満のもの」という区分に判定されたため等級は 2 級とされている。

(b) 問題点及び改善案

当該ゴルフ場では、平成 21 年度の料金体系変更の際に、グリーンフィーを 2,950 円から 1,950 円に下げると同時に上記の環境維持管理費 1,152 円を新設し、実質的な総料金としては大きな変動はないものの環境維持管理費という項目に変更しただけで等級が 4 級から 2 級になり、ゴルフ場利用税が下がっている。

環境維持管理費は、利用者の意思にかかわらず徴収されているものの、現状では附帯料金（グリーンフィー以外の料金で、ゴルフ場の利用について利用者の意思にかかわらず徴収されるもの）に算入されていない。

しかし、「環境維持管理費」は、上記取り扱いの「(2) アからウ及びこれらに類するものの料金」にあらず、また、「(2) カ、キ及びこれらに類するもの

の料金で、その全額が公益上の費用に充てる目的で、国、地方公共団体又は公益法人等に支払われるもののうち、当該料金が表示され、かつ、経理が区分されているもの」にもあたっていないと考えられる。すなわち、「(2) 附帯料金に算入しないもの」に含まれず、その結果、附帯料金とし利用料金に含めるものと解釈するのが自然である。

一方、「カート施設維持費」は、A ゴルフ場では、附帯料金とされない「カートフィー」と別途徴収されていることから、附帯料金の「道路補修費」「施設拡充改善費」に近い性格のものと解釈できることも考えられる。

したがって、現在、附帯料金に算入されていない「環境維持管理費」や「カート施設維持費」が「グリーンフィー及び附帯料金」に加算すると当該ゴルフ場の利用料金が変わり、もし現在の等級と異なる等級と判定されるとゴルフ場利用税の計算結果が異なることになる。

現状では、等級判定の誤りの可能性があり、早急に再判定を実施し、適正な等級決定を行い、適正なゴルフ場利用税を徴収すべきである。

また、「ゴルフ場利用税の事務取り扱いについて(通知)」に記載されている「アからウ及びこれらに類するものの料金で、利用者の意思にかかわらず徴収されるものについても、当分の間、附帯料金に算入しない。」という措置は、鹿児島県税条例施行規則第 20 条第 2 項に規定されている「利用料金は、ゴルフ場の会員以外の利用者が平日の利用に対して支払うべきグリーンフィー及びグリーンフィー以外にその意思にかかわらず当該利用につきその対価又は負担として支払うべき金品の額に相当する金額の合計額とする。」の例外規定であり、規則の趣旨と異なっており、「当分の間」と規定していることから時限的な措置と考えられる。当分の間とした理由を明確化できる書類はなく理由は不明瞭となっている。この通知を規定してから 12 年以上経過しており、早急に見直す必要があると考えられる。

② 現地調査時の出張復命書の作成

(a) 現状

ゴルフ場利用税の現地調査等は、出張に該当するため以下の鹿児島県職員服務規程が適用される。

鹿児島県職員服務規程

第 18 条

5. 職員は、出張後、帰庁したときは 7 日以内に出張復命書（別記第 12 号様式）を所属長に提出しなければならない。ただし、定例又は軽易な事項については、口頭で復命することができる。
6. 所属長は、出張の用務その他の理由により、出張復命を業務日誌等又は簿冊等によってすることを適当と認めることは、これらをもって前項に規定する出張復命書にかえることができる。

ゴルフ場利用税の現地調査の際に出張復命書を作成していない地域振興局が 1 か所あった。出張復命書を作成した場合、その記載すべき内容がゴルフ場利用税調査票と重複するというので、「ゴルフ場利用税調査票」が上記の規程の「業務日誌等又は簿冊等」に該当すると解釈し、ゴルフ場利用税調査票の欄外に上長の承認欄を設け、実質的な出張復命書として扱っている。

なお、その他のすべての地域振興局・支庁においては同様の調査を実施した場合、ゴルフ場利用税調査票の作成と併せ、出張復命書を作成している。

(b) 問題点

ゴルフ場利用税の現地調査を行った場合、内容が重複する事項を出張復命書及びゴルフ場利用税調査票に記載している地域振興局・支庁が多く、事務手続きが煩雑となっている。また、所属によって同じ業務に対して事務手続きが異なることは合理的とはいえない。

(c) 改善案

各地域振興局・支庁の所属長が、上記の規程第 18 条第 6 項を適用して、ゴルフ場利用税調査票を出張復命書にかえ、業務効率化の点から同様の書類を作成する事務手続きを減らすことができる。

他の地域振興局・支庁においても、出張復命書をゴルフ場利用税調査票にかえるよう、検討することが望まれる。

③ ゴルフ場利用税の実地調査の頻度

(a) 現状

ゴルフ場利用税の現地調査を各地域振興局及び支庁で実施している。所管している地域のゴルフ場の数が少ないところは、大隅地域振興局、大島支庁、熊毛支庁は毎年、南薩地域振興局、始良・伊佐地域振興局は2年に1回実施している。鹿児島地域振興局はゴルフ場が多いため、2～3年に1回の実施となっている。

地域振興局・支庁	ゴルフ場数	実地調査の頻度
鹿児島	10	2～3年に1回
南薩	2	2年に1回
北薩	5	2～3年に1回
始良・伊佐	10	2年に1回
大隅	3	毎年1回
大島	1	毎年1回
熊毛	1	毎年1回

(b) 問題点及び改善案

地域によって実地調査の頻度が異なるのは公平性に欠く上、合理的な事務手続きとは考えられない。

特に問題点が発見されない場合は、毎年の現地調査が必要であるかどうか十分検討の余地があると思われる。後述するように産業廃棄物税など現地調査を実施していない税目もある。事務効率化の観点からも、ゴルフ場利用税以外の税目の調査にあてるなど税に関する業務全般の見直しにつなげるべきである。

また、ゴルフ場利用税に関する実地調査の方針等を規定するマニュアル等を作成し、計画的に実地調査を行うべきである。

④ ゴルフ場利用税収入増加への取組

(a) 現状

ゴルフ場利用税収入は平成 15 年度には 9 億円を超えていたものの、現状ではその半額程度と毎年逡減傾向にあり、その理由はゴルフ人口の減少にあるとされている。県内のゴルフ場においても、その大半が 18 ホール以上の場合の最低税額となる 2 級のゴルフ場利用税額等級を設定することで対応を図っているが、それでも減少に歯止めがかからず多くのゴルフ場において経営状況は悪化の一途をたどっている。そのため、県のみならず全国規模で関連団体からはゴルフ場利用税廃止の議論が熱を帯びており、貴重な自主財源として存続を求める地方公共団体との間で意見が対立している。

(b) 問題点及び改善案

等級を下げ続けてもゴルフ人口は減少しているという点、ゴルフ料金がプレー料金や昼食代を含めると 1~2 万円前後の支出を要するという点を考えると、480 円のゴルフ場利用税を廃止するだけでゴルフ人口が劇的に増加し、ゴルフ場の経営改善につながるということは考えにくい。ただ、ゴルフ人口の減少というゴルフ場が直面している問題を看過していてもゴルフ場利用税が減少する状況が変化することはなく、経営難から閉鎖という事態になればゴルフ場利用税のみならず雇用や地域経済にも影響を及ぼすことになる。そのため、県・市町としてもゴルフ人口を増加するような施策を積極的に打ち出していくべきだと考える。ゴルフ場利用税収入は総額としては減少しているが、下表にあるように北薩地域振興局においては主に海外からの観光客を取り込んで増加しており、こうした成功事例を他のゴルフ場にも取り入れるような県・市町の関与が望まれる。

ゴルフ場利用税収入の推移

(単位：千円)

地域振興局・支庁	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
鹿児島	155,394	160,165	153,672
南薩	26,142	26,448	25,293
北薩	67,394	68,734	70,677
始良・伊佐	134,813	136,247	131,925
大隅	56,655	50,602	34,443
熊毛	4,417	4,402	4,483
大島	9,696	10,647	10,323
合計	454,514	457,248	430,819

(3) 個人事業税

1) 概要

項目	内容								
納税義務者	県内に事務所（事業所）を有し、次の表に掲げる事業を行っている個人								
対象事業	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種事業</td> <td>物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業のうちサウナ等、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業の 37 業種</td> </tr> <tr> <td>第二種事業</td> <td>畜産業、水産業、薪炭製造業の 3 業種</td> </tr> <tr> <td>第三種事業</td> <td>医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、経理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業のうち銭湯、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師の 30 業種</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業の種類	第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業のうちサウナ等、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業の 37 業種	第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業の 3 業種	第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、経理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業のうち銭湯、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師の 30 業種
区分	事業の種類								
第一種事業	物品販売業、保険業、金銭貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、電気供給業、土石採取業、電気通信事業、運送業、運送取扱業、船舶ていけい場業、倉庫業、駐車場業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、両替業、公衆浴場業のうちサウナ等、演劇興行業、遊技場業、遊覧所業、商品取引業、不動産売買業、広告業、興信所業、案内業、冠婚葬祭業の 37 業種								
第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業の 3 業種								
第三種事業	医業、歯科医業、薬剤師業、獣医業、弁護士業、司法書士業、行政書士業、公証人業、弁理士業、税理士業、公認会計士業、経理士業、社会保険労務士業、コンサルタント業、設計監督者業、不動産鑑定業、デザイン業、諸芸師匠業、理容業、美容業、クリーニング業、公衆浴場業のうち銭湯、歯科衛生士業、歯科技工士業、測量士業、土地家屋調査士業、海事代理士業、印刷製版業、あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師の 30 業種								
税額	<p>税額 = 事業の課税所得金額 × 税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種事業</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>第二種事業</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>第三種事業</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>事業の課税所得金額とは、前年の総収入金額から必要経費を差し引き、事業専従者控除、損失の繰越控除、事業主控除等の各種控除を行った金額である。</p>	区分	税率	第一種事業	5%	第二種事業	4%	第三種事業	5%
区分	税率								
第一種事業	5%								
第二種事業	4%								
第三種事業	5%								
申告と納税	<p>申告...前年分の事業の所得について、毎年 3 月 15 日までに、事務所等の所在地を管轄する県に申告する。</p> <p>納税...県の各地域振興局・支庁から送付される納税通知書によって、年 2 回（8、11 月）に分けて納付する。ただし、税額が 1 万円以下の者は、8 月の 1 回のみ。口座振替も利用可。</p>								

2) 監査意見

① 個人事業税内訳書の現地調査の必要性

(a) 現状

個人事業税上の第三種事業である医業のうち社会保険診療に係る収入については事業税が非課税となる。一方自由診療は事業税の課税対象とされている。そのため、医業を営む個人は、発生した収入を社会保険診療に係る収入と自由診療事業に係る収入に区分する必要がある。県は、医業等を行う個人に対しては「医業等を行う個人の社会保険診療等に係る収入金額等の明細について」を送付し、内訳を記載させて回収し、それをもとに事業税を計算している。その明細については、計算チェック等を行うものの、元となる帳簿や書類と照合するなどの現地調査は行っていない。

医業等を行う個人の社会保険診療等に係る収入金額等の明細について～抜粋～

区分		収入金額	
診療分	社会保険等診療分	①	XX,XXX 円
	自由診療分	②	XX,XXX 円
診療分以外		③	XX,XXX 円
合計		④	XX,XXX 円

【事業税計算式】

事業所得＝④－①－青色特別控除

課税標準額＝事業所得等－事業主控除等

事業税＝課税標準額×5%

上記の計算式のとおり、②＋③が事業税の課税のもととなる金額である。

(b) 問題点及び改善案

明細の記載を誤った場合、事業税の計算結果に影響を与え課税漏れ等になる可能性があると考えられる。

これらの検証を行うためには、現地に保管されている帳簿や領収書等の証憑類の確認や、社会保険診療報酬支払基金へのレセプトの照会、また、国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書等の確認等による調査の実施が必要である。

なお、現地調査にあたっては、事業税額等の重要性等を勘案し、現地調査の手法等の基準、計画等を作成する必要がある。また、医業以外にも、同様の内訳書を作成する場合（植木・造園業等）についても、併せて現地調査の実施を検討する必要がある。

② 非課税とされるシステムエンジニア・プログラマー等

(a) 現状

県では、個人事業主が提出する確定申告書の「職業」欄に記載された内容をもとに、個人事業税の課税を判断している。この「職業」欄に「システムエンジニア」や「プログラマー」などが記載されていると、個人事業税の非課税事業と判断している。理由は、「第三種事業に該当すると考えられるが、法定事業として列挙されておらず、該当事業がないため」としている。

なお、平成 21 年 9 月に、鹿児島県が他の業種も含めて、個人事業税の課税状況を他県に照会しており、そこでは、課税する（一部対象外含む）と回答したのは 36 都道府県であり、課税しないと回答したのは、鹿児島県以外では 10 都道府県であった。

(b) 問題点

システムエンジニア・プログラマー等を個人事業として行う場合、当該個人事業主は、システム開発等の依頼者からある仕事の完成を依頼され、これを完成して引き渡すというケースが多いと考えられる。このような業務は請負業にみられる形態である。実質は請負業であるが、職業として法定事業に列挙された事業以外の事業名を記載した納税者は課税されないとすると、課税の公平を害するという問題がある。

(c) 改善案

形式的に職業名で判断するのではなく、実質的に上表の第一種から第三種の事業に該当の有無で判断すべきである。システムエンジニア・プログラマー等は第一種の請負業に該当するか否かという観点から、課税事業となるかを検討すべきである。

その際には、県税務課長から通知された「個人事業税の請負業に係る判定について（通知）」（税第 156 号平成 23 年 2 月 1 日）に基づき、「【別紙】事業内容についての調査票（例 1）」を活用して検討すべきである。

なお、当該調査票の質問事項は次のとおりである。

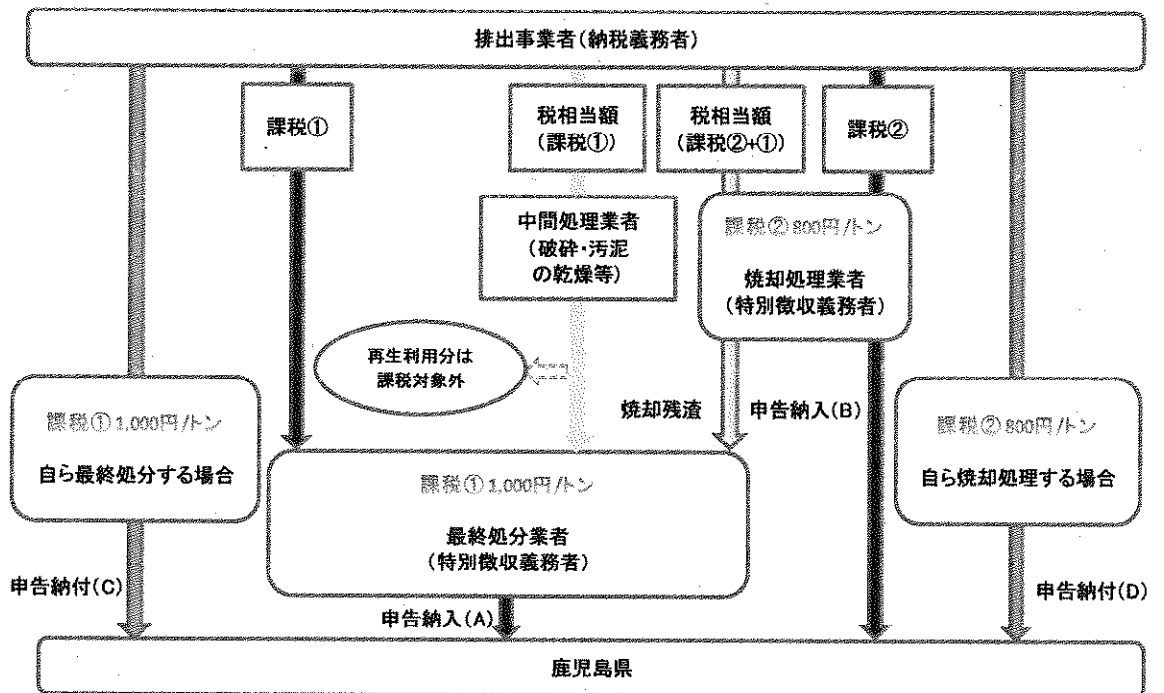
(1)	事業の内容についてご記入ください。 ()	
(2)	収入金額（売上金額）についてご記入ください。 年間の収入金額 (円) (内訳) 請負による収入 (円) 又は (%程度) 賃金（日当）による収入 (円) 又は (%程度)	
(3)	屋号があればご記入ください。 ()	
(4)	依頼された業務は、すべてあなた自身で完了させる必要がありますか。(業務の全部または一部を他人に肩代わり(外注、下請け等)させることは禁止されていますか。)	はい・いいえ
(5)	毎日の勤務時間が依頼者から指定されていますか。あるいは、報酬が時間や日、月を単位として計算されるものとなっていますか。	はい・いいえ
(6)	業務を完成させるための具体的な方法等について、依頼者から指揮監督を受けていますか。	はい・いいえ
(7)	業務に係る危険負担は依頼者が負っていますか。(業務が完了する前に不可抗力のため滅失するなどした場合、既に遂行した業務に係る報酬を依頼者に請求できることとなっていますか。)	はい・いいえ
(8)	業務に用いる材料や用具等(軽微なものを除きます。)は、依頼者から提供されていますか。	はい・いいえ

この調査票は、国税庁による法令解釈通達「大工、左官、とび職等の受ける報酬に係る所得税の取扱いについて」に基づいて作成されており、上記の(4)から(8)までの回答が「はい」であれば、雇用契約もしくはこれに準ずる契約に基づく対価である可能性が高まり、「いいえ」であれば請負契約もしくはこれに準ずる契約に基づく対価である可能性が高まる。したがって、この調査票の回答を総合的に勘案して請負業であるか否かを判定することは妥当であると考えられる。

(4) 産業廃棄物税

1) 概要

項目	内容
納税義務者	事業活動に伴い発生した産業廃棄物を最終処分場又は中間処理施設のうち焼却施設に搬入する事業者（中間処理業者を含む。）
納税額	搬入される産業廃棄物の重量に応じて課税される。 課税① 最終処分場への搬入 1トンあたり 1,000円 課税② 焼却施設への搬入 1トンあたり 800円
申告と納税	申告...最終処分業者又は焼却処理業者は毎年、4・7・10・1月に3か月分（1～3月・4～6月・7～9月・10～12月）をまとめて申告を行う。 納税...最終処分業者又は焼却処理業者が産業廃棄物の処分料金とともに税金を受け取り、3か月分を取りまとめて最終月の翌月までに納める。
税収の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正処理や減量化・リサイクル促進の啓発 ・排出抑制、リサイクル等に係る研修会の開催 ・処理業者が設置する計量器整備への助成 ・産学官連携による産業廃棄物処理技術開発等への支援 ・リサイクル製品の普及・啓発 ・産業廃棄物の不法投棄の防止や原状回復 など



【税額の計算例】

焼却施設に1トン搬入し、焼却処理後の残渣を最終処分場へ0.2トン搬入する場合

焼却施設搬入への課税	1トン×課税②800円/トン	=800円
最終処分場搬入への課税	0.2トン×課税①1,000円/トン	=200円
合計（排出事業者が負担する税額）		1,000円

課税の種類を以下の4つに分類した場合における県の納税義務者登録数は下表のとおりである。

A	最終処分業者が排出事業者から特別徴収して申告納入
B	焼却施設業者が排出事業者から特別徴収して申告納入
C	自己処理業者が自ら最終処分して申告納付
D	自己処理業者が自ら焼却処理して申告納付

申告納入の分類と申告業者の数

申告納入者⇒ 申告者区分⇒	産業廃棄物排出業者			
	特別徴収義務者数		自己処理業者数	
	最終処分場	焼却施設	最終処分場	焼却施設
地域振興局・支庁	A	B	C	D
鹿児島	13	16	2	4
南薩	2	9	—	—
北薩	5	5	1	—
始良・伊佐	2	1	—	1
大隅	3	7	1	3
熊毛	1	3	—	—
大島	2	6	—	—
合計	28	47	4	8

2) 監査意見

① 納税額の適正性の検証

(a) 現状及び問題点

産業廃棄物税の納税義務者は上述のとおりである。県が徴収する税金である以上その申告額の正確性については何らかの方法で検証される必要があるが、産業廃棄物税導入後、現在まで現地調査が実施されたことはない。そのため同税に対しては、3ヵ月に1回提出される申告書の計算検証、課税標準（重量）に大幅な変動が生じた際の質問等が実施されるのみであり、記載された課税標準が正確なものであるのか、測量が適切に実施されているのかといった点については確認できる水準にあるとは言えない。

(b) 改善案

「法定外目的税に関する調査に関する質問検査権」は地方税法第733条の4に規定されている。

地方税法第733条の4の概要

地方団体の徴税吏員は、法定外目的税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
- 二 特別徴収義務者

同法第77条において同様の検査権が規定されているゴルフ場利用税については約3年程度の間隔で全ゴルフ場の現地調査が実施されている。

地方税法第77条の概要

道府県の徴税吏員は、ゴルフ場利用税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

- 一 特別徴収義務者

ゴルフ場利用税と比較しても、産業廃棄物税の現地調査が実施されることがないということは均衡を欠く状況にあると言えるものであり、手続を定めた上で現地調査の実施を検討する必要がある。

なお、手続策定に際しては、所得課税という側面から調査を実施する税務当局のノウハウ（例：排出事業者に対して発行する請求書の数値・金額やその遺漏防止のための網羅性の検証方法）も参考になるであろう。

(5) 法人事業税

1) 概要

項目	内容				
納税義務者	1 県内に事務所（事業所）を有し、事業を行っている法人 2 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの）				
税額	税額＝所得割額＋付加価値割額＋資本割額＋収入割額				
	内訳	課税標準			
	所得割	所得			
	付加価値割額	付加価値額（収益配分額（報酬給与額＋純支払賃借料）±単年度損益）			
	資本割額	資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定された額）			
	収入割額	収入金額			
	内訳	適用税率			
		①	②	③	④
	所得割	2.7%～5.3%	2.7%～3.6%	1.5%～2.9%	—
		3.4%～6.7%	3.4%～4.6%	2.2%～4.3%	
付加価値割額	—	—	0.48%	—	
資本割額	—	—	0.2%	—	
収入割額	—	—	—	0.7%	
				0.9%	
下段は平成26年10月1日以後開始事業年度からの適用税率。なお、③については平成27年4月1日以後開始事業年度からの変更あり。					
①普通法人（外形標準課税対象法人以外） ②特別法人（協同組合、信用金庫、医療法人等） ③外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人） ④その他（電気供給業、ガス供給業及び保険業）					
2つ以上の都道府県に事務所（事業所）がある法人は、関係都道府県ごとに課税標準額を按分したものに税率をかけて税額を計算					
申告と納税	申告...確定申告の方法による。 納税...期限は事業年度終了の日から2ヵ月（会計監査人監査等の理由によって決算が確定しない法人にあつては3ヵ月）以内。				

2) 監査意見

① 外形標準課税対象の会社への法人調査の頻度

(a) 現状

法人事業税外形標準課税の調査については、総務部税務課が平成17年11月に「法人事業税外形標準課税の法人調査の手引」を作成し、その方針に基づいている。その方針によれば、調査の形態・手法から机上調査と実地調査に大別している。

種類	内容
机上調査	法人の事務所等を訪問することなく、申告関係書類や電話等により申告内容を確認する調査で、必要に応じて、法人の経理担当者に来所（書類等持参）してもらい説明を受ける「呼出調査」や税務官署の法人申告情報を収集する「税務調査」、さらに任意に提出された書類による調査がある。
実地調査	法人の事務所等へ赴き、経理担当者（実務担当者）等と面接し、課税標準額の各項目について、その額の算定・計上方法を聴取・確認し、それぞれの金額を会計帳簿等と突合することにより、申告内容等の確認を行うもので、外形標準課税に係る法人調査の最たるもの。なお、「法人調査」とは、基本的には実地調査の意味で使用するとしている。

そして、法人調査は概ね3年に1度の頻度で実施するとされている。

各地域振興局及び支庁の実地調査の状況については以下のとおりである。

地域振興局・支庁	対象法人数		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	調査頻度概算年数
鹿児島	62	机上	—	6	9	12	12	
		実地	6	6	6	5	5	11.0年
		計	6	12	15	17	17	4.6年
南薩	6	机上	—	—	—	—	—	
		実地	2	—	2	1	1	5.0年
		計	2	—	2	1	1	5.0年
北薩	7	机上	—	1	—	—	—	
		実地	1	—	1	1	—	11.6年
		計	1	1	1	1	—	8.7年
始良・伊佐	22	机上	1	—	—	2	3	
		実地	—	1	1	—	—	55.0年

地域振興局・支庁	対象法人数		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	調査頻度概算年数
		計	1	1	1	2	3	13.7 年
大隅	10	机上	—	—	—	—	—	
		実地	4	3	3	4	3	2.9 年
		計	4	3	3	4	3	2.9 年
大島	5	机上	—	—	1	1	2	
		実地	2	2	1	—	—	5.0 年
		計	2	2	2	1	2	2.7 年
熊毛	2	机上	—	—	—	—	—	
		実地	—	—	—	1	—	10.0 年
		計	—	—	—	1	—	10.0 年
計	114	机上	1	7	10	15	17	
		実地	15	12	14	12	9	9.1 年
		計	16	19	24	27	26	5.0 年

* 調査頻度概算年数...対象法人数を 5 年間の調査平均件数で除したものであり、一つの対象法人に何年に一度の割合で調査が行われているかを試算したものである。

(b) 問題点

地域振興局・支庁によっては、上表のとおり 3 年に 1 度の頻度で法人調査が行われていない。また、法人調査対象法人の関与税理士の立会が困難という理由で実地調査から机上調査へ変更した例があったが、そもそも実地調査に関与税理士が必ず立会わなければならない訳ではなく、関与税理士から反対されたからといって実地調査を行わないのは不合理である。

(c) 改善案

外形標準課税対象の会社は、規模も大きく、計算に誤りがあった場合の影響も大きいと考えられるため、資本金の額の増減により調査の対象となる法人は各年度で異なるものの、同一法人については、方針に基づき、3 年に 1 度程度の頻度で法人調査を実施すべきである。

(6) 法人県民税

1) 概要

項目	内容			
納税義務者	法人等の区分		均等割	法人税割
	県内に事務所（事業所）がある法人		○	○
	県内に事務所（事業所）はないが、寮、クラブ等をもっている法人		○	—
	公共法人	県内に事務所（事業所）がある場合	○ (一部×)	—
	公益法人等、 人格のない 社団等	県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行っている場合	○	○
	公益法人等	県内に事務所（事業所）があり、収益事業を行っていない場合又は県内に寮等のみがある場合	○ (一部×)	—
税額	税額＝均等割＋法人税割			
	均等割...法人の資本金等の額に応じた定額の金額			
	法人等の区分		年税額（森林環境税）	
	公共法人・公益法人等、人格のない社団等、一般社団・財団法人（非営利型法人）、資本金の額又は出資金の額を有しない法人（相互会社を除く）		21,000（1,000）円	
	資本金等の額	1千万円超～1億円以下の法人	52,500（2,500）円	
1億円超～10億円以下の法人		136,500（6,500）円		
10億円超～50億円以下の法人		567,000（27,000）円		
50億円超の法人		840,000（40,000）円		
法人税割...法人税（国税）の額に税率をかけた金額				
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、保険業法に規定する相互会社、法人税額が年1千万円を超える法人は4.0%、それ以外は3.2%				
申告と納税	申告...確定申告の方法による。			
	納税...期限は事業年度終了の日から2ヵ月（会計監査人監査等の理由によって決算が確定しない法人にあつては3ヵ月）以内。なお、公共法人、公益法人等で収益事業を行わないものは4月30日（均等割）。			

1) 監査結果

① 清算法人の法人県民税均等割の負担

(a) 現状

解散後、残余財産が確定する日までの清算法人に対する法人県民税の課税が適切になされていない事例が見られた。概要は以下のとおりである。

	法人の状況	県の対応等
平成 25 年 3 月	3 月決算だが、平成 25 年 3 月期は無申告	納税義務があることを認識
平成 25 年 8 月	解散登記	
平成 26 年 3 月	債務弁済のために不動産を売却（残余財産が確定したと考えられる）	
平成 26 年 6 月		不動産取得税を一部回収（法人三税の申告及び納付の勧奨は行われていない）
平成 27 年 10 月		所轄税務署が除却処理（*）したことを受け、税務総合システムで除却処理
平成 27 年 11 月		清算終了の登記はされていないことを確認

（*）除却処理：課税対象から除外する処理

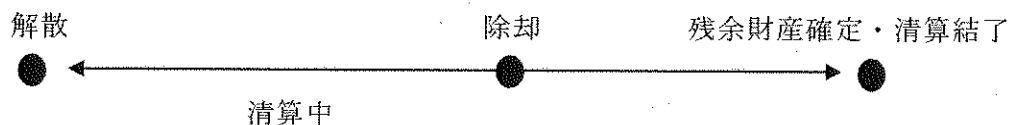
当該法人の解散の日の翌日から残余財産が確定する日までの申告及び納付の必要性について検討されないまま、平成 27 年 6 月 30 日付けで除却処理されている。ここで、県は清算中の法人に対する課税方針は次のとおりであると説明している。

1 法人県民税（均等割）の課税について

清算中の法人についても、法人県民税（均等割）が課税される。

法人が解散した場合の均等割の取扱いについては、以下のとおり規定されている。

『均等割については、その性格からして、清算期間中に現存する事務所、事業所、寮等に限って納付するものであること。』（取扱通知（県）道府県民税 第 2 章第 3 節 52）



- ・ 法人を解散した場合、解散の日を含む事業年度の申告を行うが、当該解散の日が当該事業年度の末日となる。

- ・ 残余財産が確定した場合、残余財産が確定した日を含む事業年度の申告を行うが、当該残余財産が確定した日が当該事業年度の末日となる。

2 清算中の法人の課税について

清算中の法人については、以下の方法により課税している。

- ・ 法人からの申告により課税する。

- ・ 法人からの申告がない場合でも、国税の課税データとの突合により、課税漏れが判明した場合は、申告しようようを行い、法人からの申告により課税している。

- ・ 国税においては、清算中の税額がない場合でも、必ず申告書の提出が必要となっているため、税務署調査（*）においては、全ての清算中の法人について情報を把握することができる。税務署調査の結果、申告漏れとなっている法人については、申告しようようを行い、法人からの申告により課税している。

法人住民税と法人税の両者が無申告の法人等の両方が無申告の法人等に対しては、税務署庁によって法人税額の決定がされるまでは法人税割の決定ができない。

ただし、均等割のみ課税される法人等に対する均等割の決定の場合は、確定法人税額とは無関係のため、法人住民税において独自の更正・決定ができる。

3 除却と結了について

除却：課税庁の処理

事業を行っている実態が認められない法人等について、課税対象から除外する処理であり、本県においては、以下に該当する法人について除却している。

(1) 税務署において法人税に係る除却の処理がなされた法人

(2) 主たる事務所等所在の都道府県において除却の処理がなされた法人

結了：法人からの届出

残余財産額が確定し、清算結了の登記後、税務総合システムの法人登録情報に「結了」登録を行うこと。

* 県の職員が税務署に毎月赴き、法人税の申告状況を確認する作業を指す。

(b) 問題点

地方税法第 24 条第 3 項及び第 4 項によれば、道府県内に事務所、事業所、寮等を有する法人は均等割が課せられる。また、解散後の均等割の納税義務については、「地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 27 年 4 月 1 日総税都第 22 号）52(2)により、「均等割については、その性格からして、清算期間中に現存する事務所、事業所、寮等に限って納付するものであること。」

とされている。

当該法人は少なくとも不動産を売却した平成 26 年 3 月までは、「事務所、事業所」が存在したと考えられることから、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの均等割を納付する義務があったと考えられる。

清算期間中の課税の要否について検討されないまま、税務総合システムで「除却」処理することは、無申告と不納付を容認し、地方税法に違反する結果をもたらすこととなり、清算期間中に均等割を納付している他の納税者との公平が害されるという問題がある。

(c) 改善案

清算中の法人については、清算期間中の課税の要否について検討し、事務所の要件を満たさず課税とならない場合については、その判断根拠と処理内容を整理し明記しておくことが必要である。

また、法人から、解散の登記とその法人異動届が提出された場合は、当該清算法人（あるいは関与している税理士など）に対して最低でも均等割の納付義務があることを説明しておくことが有効であると考えられる。

2) 監査意見

県内法人は、税務総合システムの登録状況や申告の状況によって、実務において下表のように分類されている。ここでは、分類ごとに抽出された論点について取り扱う。

区分		内容		システム	論点	
県内法人	未登録	税務総合システムに法人の基本情報の登録が行われていない法人（登記情報は把握されているが、設立届等が未了）		未登録リスト出力	①事業実態の調査方法が振興局ごとに違う	
	休業中	休業中の法人		休業中の旨を備考	—	
	プレプリント送付	未到着（返送）	プレプリントの申告書を送付したがあて先不明等で返送された法人		返戻法人一覧表	②返戻法人一覧表の作成がされていない振興局等がある
		国・県に申告有	是認	申告の事実があり、国税と県税で申告金額も一致している法人	是認リスト出力	—
			要更正	申告の事実があるが、国税と県税で申告金額が異なる法人	要更正リスト出力	—
	県のみ申告無	要決定	国には申告があるが県には申告がない法人（県には申告があるが国には申告していない法人も含まれ、この場合には国により同様の対応）		要決定リスト出力	—
国・県いずれも申告無	国にも県にも申告がない法人		未申告法人一覧表	③システムから出力できるリストの活用方法が周知されていない		

① ハローワークの求人情報を利用した未登録法人の捕捉

(a) 現状及び問題点

税務総合システムに法人の基本情報の登録が行われていない法人は未登録法人と呼ばれる。登記情報は把握されているが法人設立申告書が未回収であり、法人の基本情報がシステム上にないため、課税客体として把握されず調定もされない。

この未登録法人については、まずは申告しようによって法人設立申告書を回収するのであるが、この法人設立申告書が回収されなくとも、事業実態があることが確かめられて基本情報が把握できた段階においては、職権でシステム登録する場合もある。

このような未登録法人についての調査段階においては事業実態があるのかどうかの把握がポイントとなるが、この調査方法が振興局ごとに異なっている。

(b) 改善案

始良・伊佐地域振興局では、ハローワークの求人情報から年2回未登録法人の実態把握を行っており、未登録法人の捕捉実績もある（26年度1社、27年度は11月6日時点で2社を把握）。なお、求人情報から探し出す労力は、1人の職員が他の業務もしながら大体2日くらいとのことである。他の地域振興局・支庁でも同じような取組を進めるべきである。

② 送付した申告書の管理

(a) 現状

法人県民税の対象となる法人については、住所等の概要は税務総合システムに登録されて管理されている。申告時期になると、法人県民税の申告書を、システムからプレプリントで出力して登録された住所に郵送している。そのうち、あて先不明で返戻してきたものについて、法人名、返戻年月日等を記載した一覧表を作成して、登録されている番号に電話をするなど、実態把握に努めている。しかしながら、以下のとおり、地域振興局・支庁によって申告書返戻法人一覧表を作成しているところを作成していないところがあり、業務の統一化が図られていない。

地域振興局・支庁	返戻法人一覧表の作成の有無
鹿児島	○
南薩	×
北薩	○
始良・伊佐	×
大隅	○
大島	×
熊毛	×

(b) 問題点及び改善案

返戻法人一覧表を作成していない場合は、返戻後、実態把握に関する業務がどのように行われたかどうかを組織的に把握することができない。地域振興局・支庁でも作成していない場合は、返戻法人一覧表を作成し、業務が担当者以外にも把握できるようにすべきである。

また、返戻法人一覧表の記載された法人に電話等をして連絡がつかない場合はそのままになっている。県は、電話以外の独自調査を行っていないため、あて先不明の法人についての除却処理はしておらず、税務署が除却したリストを入手し、そこに記載のある法人についてのみ県でも除却を行っている。そのため、県の返戻法人一覧表に記載された法人で除却されずに残った法人は、申告も除却も行われない保留の状況となっている。古いものでは10年以上前から毎年返戻法人一覧表に残っている法人もある。

返戻法人一覧表に記載されており税務署から除却の通知のない法人については、国税の申告状況について税務署へ照会する、もしくは登記簿調査により確認するなどの対応が望まれる。

③ 未申告法人の捕捉

(a) 現状と問題点

国税と県税に相違のある法人に対しては申告の正確性に問題があるため、税務総合システムから要更正リストや要決定リストが出力され、それぞれに見合った対応が図られる仕組みになっている。一方で、国にも県にも申告を行っていない法人に対しては、税務総合システムによって未申告法人一覧表のリスト出力が可能であるにもかかわらず、各地域振興局・支庁にヒアリングを実施したところ、当該リストの活用が周知されていないことがわかった。

未申告法人一覧表については、毎月、税務総合システムから自動配信されているが、担当者以外に情報共有が図られておらず、一部の地域振興局・支庁では手作業によって作成されたリストをもとに実態確認調査（申告書が未提出となっているが、実際に事業活動があるか等の調査）を実施しており、業務の効率性に問題が生じていた。

(b) 改善案

未申告法人一覧表のリストの活用をすべての地域振興局・支庁において行うように周知徹底するべきである。そのうえで、無申告法人実態確認調査を計画的・効率的に実施することを検討し、三税協議会において国税当局と連携して無申告法人の実態把握に努めることが望まれる。

また、法人税は所得がない法人に対しては課税されない税であるのに対し、住民税均等割は資本金等の額に応じて課税される税であるので、赤字企業に対する捕捉のインセンティブが国税当局にはないわけであるから、国税当局に頼るのみではなく、未申告法人に関して県としての取り扱いを明確にするべきである。県は国税当局のように調査人員を有しているわけではないため、効率性を考慮した情報連携が望まれる。